

令和3年6月2日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「(ロ号) 都市公園 運営維持管理業務」の評価について (案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	国土交通省各地方整備局 内閣府沖縄総合事務局（国営沖縄記念公園のみ）
事業概要	各ロ号公園（5公園）における運営維持管理業務 （1）公園運営維持管理業務（委託費により行う業務） ① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務 ② 施設・設備維持管理業務 ③ 植物管理業務 （2）収益施設等設置管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務） ① 収益施設運営業務 ② 自主事業 【ロ号公園一覧】 1 国営武蔵丘陵森林公園 2 国営昭和記念公園 3 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 4 国営吉野ヶ里歴史公園 5 国営沖縄記念公園
実施期間	第1期：平成24年4月1日～平成27年3月31日 第2期：平成27年4月1日～平成31年1月31日【新プロセス】 第3期：平成31年2月1日～令和5年1月31日【新プロセス】
受託事業者	（1）国営武蔵丘陵森林公園 H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務森林公園里山パークス 共同体（新プロ1期目・2期目）

	<p>(2) 国営昭和記念公園 H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務昭和記念公園パークス共同体（新プロ1期目・2期目）</p> <p>(3) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体（新プロ1期目・2期目）</p> <p>(4) 国営吉野ヶ里歴史公園 H30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務吉野ヶ里歴史公園マネジメント共同企業体（第1期、新プロ1期目・2期目）</p> <p>(5) 国営沖縄記念公園 一般財団法人沖縄美ら島財団（第1期、新プロ1期目・2期目）</p>
契約金額（税抜）	<p>(1) 国営武蔵丘陵森林公園 2,295,500,000円 4年間（令和2年度569,832,000円）</p> <p>(2) 国営昭和記念公園 2,971,600,000円 4年間（令和2年度741,920,000円）</p> <p>(3) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 1,659,500,000円 4年間（令和2年度414,616,000円）</p> <p>(4) 国営吉野ヶ里歴史公園 1,503,200,000円 4年間（令和2年度377,292,000円）</p> <p>(5) 国営沖縄記念公園 4,540,000,000円 4年間（令和2年度1,133,993,636円）</p>
入札の状況	<p>(1) 国営武蔵丘陵森林公園：2者応札（入札説明資料交付者：7者）</p> <p>(2) 国営武蔵丘陵森林公園：1者応札（入札説明資料交付者：11者）</p> <p>(3) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園：1者応札（入札説明資料交付者：3者）</p> <p>(4) 国営吉野ヶ里歴史公園：1者応札（入札説明資料交付者：4者）</p> <p>(5) 国営沖縄記念公園：1者応札（入札説明資料交付者：1者）</p>
事業の目的	<p>本業務は、本件ロ号公園（5公園）において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。</p>
選定の経緯	<p>(1) 基本方針への掲載 平成22年度</p>

	<p>(2) 市場化テスト事業としての事業実施回数 3回目</p> <p>(3) 新プロセスへの移行 平成 27 年度</p> <p>市場化テスト 1 期目にて、業務の質の確保及び実施経費の削減がなされており良好な実施状況であったことから、市場化テスト 2 期目から新プロセスに移行することとなった。新プロセス移行にあたっては、これまで以上の質の維持向上と一層の民間事業者の参入促進を目指した対策をとることが求められた。</p> <p>※平成 29 年度（新プロ第 1 期）の評価においては、各公園ともに達成すべき質はおおむね達成されたものの、競争性に課題（1 者応札）が認められ、民間事業者の参入を促進し競争性を高めるよう検討を続けるため、引き続き新プロセスでの市場化テストが実施されることとなった。</p>
--	---

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することとする。

2 検討

(1) 評価方法について

国土交通省から提出された平成 31 年 2 月から令和 3 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

平成 30 年度及び令和元年度第 3 四半期までは、一部の公園で天候不順（長雨、猛暑、台風、豪雨）や火災（沖縄記念公園の首里城地区）といった事由により、利用者数が目標値に達成しなかった公園もあった。ただし、こういった自然災害等による影響を受けない時期においては、公園利用者数について目標値を達成している。

令和元年度第 4 四半期及び令和 2 年度については、全ての公園で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、臨時休園・閉園・閉館等の措置がとられたほか、臨時休園等が開けた後も、イベントやプログラムについて、中止や縮小開催を余儀なくされた。こうしたことから観光地にある国民公園では、観光客の減少やツアー旅行等での団体利用が中止された。その結果、公園利用者数や利用プログラムの開催回数については、目標値を達成することが難しい状況であった。

一方で、利用者満足度については、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園では、平成 30 年度の平城宮跡区域における公園の運営に関する利用者満足度が目標値を達成できなかったが、改善策として草刈りの頻度やサイクルの見直し、スタッフによる公園案内の強化等を実施した結果、令和元年度及び令和 2 年度は目標値を達成している。国営沖縄記念公

園については、公園の運営に関する満足率が目標値に達成していないが、達成すべき質を確保するために、多客日におけるキッチンカー等による移動販売の実施、バリアフリーに関する案内強化、駐車場要員や園内巡視員を増員した誘導強化、徹底したスタッフ指導の強化等を実施することで、満足度向上に努めている。

令和3年度も、引き続き新型コロナウイルスの影響により、公園利用者数の確保等については困難が予想されるが、達成すべき目標値を確保するために、全ての公園において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底、コロナの影響を踏まえたイベントの開催方法の工夫等を行うことで、集客に取り組んでいく予定である。

事 項	内 容		
確保されるべき質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている		
	【国営武蔵丘陵森林公園】		
	確保されるべき水準	評価	備考
	公園利用者数の確保 ①年間及び四半期毎の公園利用者数 ・平成30年度 87千人以上 ・令和元年度-令和3年度 821千人(年間) 310千人(第1四半期) 153千人(第2四半期) 244千人(第3四半期) 113千人(第4四半期)	・平成30年度 98,418人(達成) ・令和元年度 年間：923,220(達成) 四半期： 340,914人(第1四半期)○ 130,380人(第2四半期)× 256,889人(第3四半期)○ 195,037人(第4四半期)○ ・令和2年度 年間：688,034人(未達成) 四半期： 43,214人(第1四半期)× 127,605人(第2四半期)× 341,443人(第3四半期)○ 175,745人(第4四半期)○	○令和元年度第2四半期末達成理由：7月の長雨、8月の猛暑日、9月の台風 ○令和2年度未達成理由：コロナによる臨時休園(4/8-5/31)、水遊び場の利用中止等
	利用者満足度の確保 ①公園の運営に関する「非常に満足」及び「ま	・平成30年度 97.3% ・令和元年度	

<p>あまあ満足」の年間及び四半期毎の回答比率(95%以上)</p>	<p>年間 97.6% (四半期毎も目標達成)</p> <p>・令和2年度 年間 98.4% (四半期毎も目標達成)</p>	<p>○令和2年度は、コロナのため4月及び5月は調査を実施していない。</p>
<p>公園特性を生かした植物管理</p> <p>①「都市緑化植物園」に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の年間及び四半期毎の回答比率(95%以上)</p>	<p>・平成30年度 100.0%</p> <p>・令和元年度 年間 98.8% (四半期毎も目標達成)</p> <p>・令和2年度 年間 97.5%</p> <p>第1四半期 93.8%× 第2四半期 97.2%○ 第3四半期 99.3%○ 第4四半期 96.1%○</p>	<p>○令和2年度第1四半期末達成理由：コロナによる臨時休園、再開園後も、都市緑化植物園の主な評価対象である屋内展示やイベントが実施できなかったため。</p>
<p>多様な利用プログラムの提供</p> <p>①利用プログラムの年間開催回数</p> <p>平成30年度 18回以上</p> <p>令和元年度-令和3年度 119回以上</p>	<p>・平成30年度 36回</p> <p>・令和元年度 187回</p> <p>・令和2年度 140回</p>	
<p>情報受発信</p> <p>①マスコミによる年間報道件数</p> <p>令和元年度-令和3年度：825件以上</p>	<p>・令和元年度 857件</p> <p>・令和2年度 719件</p>	<p>○令和2年度未達成理由：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月から5月までプレスリリースの配信を止めたことや、外出を伴う記者室への投げ込</p>

			みを控えたこと、また、多くのイベントが中止になり、リリースできた内容が園内の花のみとなったため。
【国営昭和記念公園】			
確保されるべき水準	評価	備考	
公園利用者数の確保 ①有料区域の年間及び四半期毎の公園利用者数 ・平成30年度 257千人以上 ・令和元年度-令和3年度 2,496千人(年間) 826千人(第1四半期) 518千人(第2四半期) 815千人(第3四半期) 337千人(第4四半期)	①について ・平成30年度 323,745人 ・令和元年度 年間：2,334,537人× 四半期： 876,457人(第1四半期)○ 410,584人(第2四半期)× 629,386人(第3四半期)× 418,110人(第4四半期)○ ・令和2年度 年間：1,162,469人× 四半期： 80,550人(第1四半期)× 317,323人(第2四半期)× 764,596人(第3四半期)× 0人(第4四半期)×	①について ○令和元年度第2四半期、第3四半期未達成理由：7月の長雨(晴天日が平成30年度と比較して半分以下)、台風19号上陸による10月の3連休のうち2日間の臨時休園、イベントの中止等 ○令和2年度未達成理由：コロナによる臨時休園(3/28-5/31)、レインボープールの利用や例年実施している大型イベントの中止等	
②花みどり文化センターの年間利用者数 ・平成30年度 41千人 ・令和元年度-令和3年度 283千人	②について ・平成30年度 49,653人 ・令和元年度 273,571人× ・令和2年度 101,912人×	②について ○令和元年度未達成理由：コロナによる令和2年2月29日からの当センターの閉館のため。 ○令和2年度未達成理	

			由：コロナによる臨時休園のため。
利用者満足度の確保 ①公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の年間及び四半期毎の回答比率(95%以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 99.1% ・令和元年度 年間 98.6% (四半期毎も目標達成) ・令和2年度 年間 98.7% (四半期毎も目標達成) ※第4四半期はコロナによる閉館のため調査は未実施		
公園特性を生かした植物管理 ①チューリップにかかる花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」の年間回答比率(80%以上) ②秋の大規模花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」及び「まあまあ満足」の年間回答比率(85%以上)	①について <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 86.6% ・令和2年度 未実施 ②について <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 93.7% ・令和2年度 91.7% 	①について 令和2年度については、コロナによる臨時休園のため、チューリップの花修景の鑑賞未実施のため)	
多様な利用プログラムの提供 ①展示・体験プログラムの年間開催回数 ・平成30年度 18回以上 ・令和元年度-令和3年度 119回以上	①について <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 26回 ・令和元年度 151回 ・令和2年度 55回× 	○令和2年度未達成理由：コロナによる臨時休園のため	
情報受発信 ①マスコミによる年間報道件数	①について <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 1,138件 		

・令和元年度-令和3年度 1,020 件以上	・令和2年度 694 件	
---------------------------	--------------	--

【国営飛鳥・平城宮跡歴史公園】

確保されるべき水準	評価	備考
公園利用者数の確保 ①飛鳥区域の年間利用者数 ・平成30年度 9.1 万人以上 ・令和元年度-令和3年度 91.2 万人以上	①について ・平成30年度 93,073 人 ・令和元年度 806,891 人× ・令和2年度 503,237 人×	①について ○令和元年度未達成理由： 第2四半期及び第3四半期の台風襲来や天候不順によるイベント中止、第4四半期のコロナによる施設閉館やイベント中止のため。 ○令和2年度未達成理由： コロナによる6月初旬までの屋内施設の閉館、イベントやプログラムの中止及び縮小、観光客の減少、ツアー旅行等での団体利用の中止等のため。
②平城宮跡区域の年間利用者数 ・平成30年度 23 万人以上 ・令和元年度-令和3年度 140 万人以上	②について ・平成30年度 105,808 人× ・令和元年度 1,183,649 人× ・令和2年度 893,034 人×	②について ○平成30年度未達成理由： 平成29年度と比較して、真冬が多く、3月下旬になっても気温が醸成せず、園内のソメイヨシノの開花時期が遅れ、3月の来園者数が伸び悩んだため。 ○令和元年度未達成理由： コロナによる第4四半期の2月下旬からの屋内施設の閉館やイベント中止のため。 ○令和2年度未達成理由：

			コロナによる6月初旬までの施設閉鎖、イベント及びプログラムの中止・縮小、観光客の減少、ツアー旅行等での団体利用の中止のため。
	<p>利用者満足度の確保</p> <p>①飛鳥区域における公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の年間回答比率(96%以上)</p> <p>②飛鳥区域における歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する利用者の「非常に満足」・「やや満足」の年間回答比率(89%以上)</p> <p>③平城宮跡区域における公園の運営に関する「非常に満足」・「やや満足」の年間回答比率</p> <p>・平成30年度 96%以上</p> <p>・令和元年度-令和3年度 93%以上</p>	<p>①について</p> <p>・平成30年度 96.7%</p> <p>・令和元年度 99.5%</p> <p>・令和2年度 98.1%</p> <p>②について</p> <p>・平成30年度 89.3%</p> <p>・令和元年度 98.4%</p> <p>・令和2年度 93.2%</p> <p>③について</p> <p>・平成30年度 90.9%</p> <p>・令和元年度 99.6%</p> <p>・令和2年度 98.4%</p>	<p>③について</p> <p>平成30年度未達成理由：“植物の魅力、自然環境の管理状況”、“案内のわかりやすさ”の満足度が低い</p>
	<p>多様な利用プログラムの提供</p> <p>①飛鳥区域における歴史学習などの利用プログラムの年間開催回数</p> <p>・平成30年度 11回以上</p> <p>・令和元年度-令和3年度</p>	<p>①について</p> <p>・平成30年度 14回</p> <p>・令和元年度 83回</p> <p>・令和2年度 110回</p>	

	<p>69 回以上</p> <p>②平城宮跡区域における歴史学習などの利用プログラムの年間開催回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 17 回以上 ・令和元年度-令和 3 年度 104 回以上 	<p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 21 回 ・令和元年度 162 回 ・令和 2 年度 83 回 	<p>②について</p> <p>令和 2 年度未達成理由：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためプログラムの主要な開催場所であった平城宮いざない館を発注者の指示により 2 月下旬から 6 月初旬まで約 3 ヶ月閉館したうえ、再開後も密を避けるために参加人数に制限を設けたことにより、学校団体の利用が大きく低下し、プログラムについて十分な回数を開催できなかったため。</p>
	<p>情報受発信</p> <p>①- 1 飛鳥区域によるマスコミによる年間報道件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 47 件以上 ・令和元年度-令和 3 年度 286 件以上 <p>①- 2 飛鳥区域によるマスコミによる年間報道件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 47 件以上 ・令和元年度-令和 3 年度 286 件以上 <p>②- 1 飛鳥区域にお</p>	<p>①- 1 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 90 件 ・令和元年度 330 件 ・令和 2 年度 423 件 <p>①- 2 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 55 件 ・令和元年度 339 件 ・令和 2 年度 178 件 <p>②- 1 について</p>	

<p>けるSNSによる年間情報発信件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 8回以上 ・令和元年度-令和3年度 52回以上 <p>②-2 平城宮跡区域におけるSNSによる年間情報発信件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 8回以上 ・令和元年度-令和3年度 52回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 28件 ・令和元年度 306件 ・令和2年度 247件 <p>②-2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 26件 ・令和元年度 221件 ・令和2年度 180件 	
---	--	--

【国営吉野ヶ里歴史公園】

確保されるべき水準	評価	備考
<p>公園利用者数の確保</p> <p>①本公園の年間公園利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 100千人以上 ・令和元年度-令和3年度 611千人以上 <p>②東口からの年間の公園利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 34千人以上 ・令和元年度-令和3年度 304千人以上 	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 124,602人 ・令和元年度 637,370人 ・令和2年度 420,934人× <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 34,077人 ・令和元年度 296,204人× ・令和2年度 146,482人× 	<p>①について</p> <p>○令和2年度未達成理由： コロナによる臨時休園（4/18-5/10）、イベントの開催制限等</p> <p>②について</p> <p>○令和元年度未達成理由： 台風の接近、令和元年度佐賀豪雨災害の影響、コロナによる2月末からのイベント未実施等</p> <p>○令和2年度未達成理由： コロナによる臨時休園</p>

			(4/18-5/10)、イベントの開催制限等
利用者満足度の確保			
①公園の運営に関する「満足」及び「やや満足」の年間及び四半期毎の回答比率(90%以上)	①について ・平成30年度 97.8% ・令和元年度 95.5% ・令和2年度 96.6%		
②「歴史施設としてのわかりやすさ」に関する「満足」及び「やや満足」の年間及び四半期毎の回答比率(90%以上)	②について ・平成30年度 97.8% ・令和元年度 95.5% ・令和2年度 96.2%		
多様な利用プログラムの提供			
①利用プログラムの年間開催回数、延べ参加人数 ・平成30年度 59回以上 28千人以上 ・令和元年度-令和3年度 362回以上 207千人以上	①について ・平成30年度 59回、29,590人 ・令和元年度 361回×、245,984人 ・令和2年度 338回×、156,662人×	①について ○令和元年度開催回数未達成理由：コロナによる2月末からのイベントの未実施等 ○令和2年度未達成理由：コロナによる臨時休園(4/18-5/10)、イベントの開催制限等	
情報受発信			
①マスコミによる年間報道件数 ・平成30年度 103件以上 ・令和元年度-令和3年度 504件以上	①について ・平成30年度 119件 ・令和元年度 536件 ・令和2年度 345件×	①について ○令和2年度未達成理由：コロナによる臨時休園(4/18-5/10)、屋内施設の閉鎖、イベントの開催制限等	
②HPの総アクセス件数 ・平成30年度	②について ・平成30年度 348,956件	②について ○令和2年度未達成理由：コロナによる臨時休園	

<p>334 千件以上 ・令和元年度-令和3年度 2,684 千件以上</p> <p>③ SNS による年間情報発信回数 ・平成30年度 8回以上 ・令和元年度-令和3年度 48回以上</p>	<p>・令和元年度 2,708,944 件 ・令和2年度 2,399,527 件×</p> <p>③について ・平成30年度 8回 ・令和元年度 52回 ・令和2年度 54回</p>	<p>(4/18-5/10)、屋内施設の閉鎖、イベントの開催制限等</p>
<p>【国営沖縄記念公園】</p>		
<p style="text-align: center;">確保されるべき水準</p> <p>公園利用者数の確保 ①年間及び四半期毎の公園利用者数 ・平成30年度（年間） 海洋博覧会地区 751,089 人 首里城地区 464,187 人 ・令和元年度-令和3年度 海洋博覧会地区 4,480,214 人（年間） 1,027,284 人（第1四半期） 1,299,729 人（第2四半期） 1,052,274 人（第3四半期） 1,100,928 人（第4四半期） 首里城地区 2,568,048 人（年間） 596,417 人（第1四半期） 587,462 人（第2四半期） 697,773 人（第3四半期） 686,396 人（第4四半期）</p>	<p style="text-align: center;">評価</p> <p>① について ・平成30年度 海洋博覧会地区 836,380 人 首里城地区 511,394 人 ・令和元年度 海洋博覧会地区 4,555,913 人（年間）○ 1,293,398 人（第1四半期）○ 1,391,537 人（第2四半期）○ 1,115,802 人（第3四半期）○ 755,176 人（第4四半期）× 首里城地区 2,058,925 人（年間）× 689,354 人（第1四半期）○ 623,899 人（第2四半期）○ 353,289 人（第3四半期）× 392,383 人（第4四半期）×</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>① について ○令和元年度未達成理由： 海洋博覧会地区の第4四半期未達成の理由は、コロナによる熱帯ドリームセンター等の臨時休館(2/29-3/31)のため。 首里城地区については、10月31日の火災による首里城正殿等の有料区域の臨時休場のため。</p>

	<p>②年間及び四半期毎の海洋文化館の有料入館者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度（年間） 13,479人以上 ・令和元年度-令和3年度 79,903人（年間） 15,635人（第1四半期） 25,942人（第2四半期） 18,495人（第3四半期） 19,831人（第4四半期） 	<p>・令和2年度</p> <p>海洋博覧会地区</p> <p>1,045,055人（年間）× 92,007人（第1四半期）× 239,548人（第2四半期）× 433,977人（第3四半期）× 279,523人（第4四半期）×</p> <p>首里城地区</p> <p>337,884人（年間）× 28,883人（第1四半期）× 62,054人（第2四半期）× 166,738人（第3四半期）× 80,209人（第4四半期）×</p> <p>② について</p> <p>・平成30年度 14,149人</p> <p>・令和元年度 84,442人（年間）○ 21,101人（第1四半期）○ 28,230人（第2四半期）○ 20,000人（第3四半期）○ 15,111人（第4四半期）×</p> <p>・令和2年度 28,975人（年間） 1,705人（第1四半期）× 5,213人（第2四半期）× 11,911人（第3四半期）× 10,146人（第4四半期）×</p>	<p>○令和2年度未達成理由： コロナによる海外からの渡航制限、国内旅行の制限、県民の外出自粛等のため。また、海洋博覧会地区については、臨時休園（4/19-5/31）（8/2-9/5）、首里城地区については、火災に伴う有料区域の臨時休場（4/1-6/11）、コロナによる臨時休園が重なったため。</p> <p>②について ○令和元年度第4四半期未達成理由： コロナによる臨時休館（2/29-3/31）のため。</p> <p>○令和2年度未達成理由： コロナによる臨時休園（4/19-5/31）（8/2-9/5）のため。また一部プログラムについて実施回数の減少及び参加人数の制限を行</p>
--	--	---	--

	<p>③年間及び四半期毎の熱帯ドリームセンターの有料入館者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度（年間） 39,438人以上 ・令和元年度-令和3年度 105,279人（年間） 17,000人（第1四半期） 19,245人（第2四半期） 15,012人（第3四半期） 54,023人（第4四半期） 	<p>③ について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 45,940人 ・令和元年度 98,892人（年間）× 22,541人（第1四半期）○ 22,109人（第2四半期）○ 19,682人（第3四半期）○ 34,560人（第4四半期）× ・令和2年度 35,668人（年間）× 1,407人（第1四半期）× 6,117人（第2四半期）× 11,201人（第3四半期）× 16,943人（第4四半期）× 	<p>ったため。</p> <p>③について ○令和元年度第4四半期未達成理由： コロナによる臨時休館（2/29-3/31）のため。</p> <p>○令和2年度未達成理由： コロナによる臨時休園（4/19-5/31）（8/2-9/5）のため。</p>
	<p>利用者満足度の確保</p> <p>①公園の運営に関する「満足」の年間及び四半期毎の回答比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度（年間） 海洋博覧会地区 81.2% 首里城地区 69.8% ・令和元年度-令和3年度 海洋博覧会地区 81.7%（年間） 80.9%（第1四半期） 83.2%（第2四半期） 81.3%（第3四半期） 81.2%（第4四半期） 首里城地区 69.5%（年間） 68.6%（第1四半期） 	<p>① について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 海洋博覧会地区 73.4%× 首里城地区 63.3%× ・令和元年度 海洋博覧会地区 77.9%（年間）× 74.0%（第1四半期）× 79.9%（第2四半期）× 78.6%（第3四半期）× 79.3%（第4四半期）× 首里城地区 63.2%（年間）× 64.2%（第1四半期）× 	<p>①について ○平成30年度未達成理由：海洋地区については、飲食施設の不足、園内移動に対する不満、バルアフリーに対する充足度の不足。 首里城地区については、園内移動に対する不満、休憩所や駐車場の不足、正殿漆塗り工事に伴う不満 ○令和元年度未達成理由：海洋博覧会地区</p>

	<p>70.1%(第2四半期) 69.9%(第3四半期) 69.8%(第4四半期)</p>	<p>67.2%(第2四半期) × - (第3四半期) (※首里城火災のため調査なし) 58.6%(第4四半期) ×</p> <p>・令和2年度 海洋博覧会地区 68.3%(年間) × - (第1四半期) 65.6%(第2四半期) × 69.9%(第3四半期) × 70.6%(第4四半期) ×</p> <p>首里城地区 51.0%(年間) × - (第1四半期) 46.8%(第2四半期) × 50.8%(第3四半期) × 55.6%(第4四半期) × (※令和2年度第1四半期は、沖縄県の緊急事態宣言に伴う臨時休館期間があった為、実施無し。)</p>	<p>については、水族館の混雑・園内移動に対する不満、駐車場の不足、スタッフの対応、子ども連れ利用者への配慮不足。</p> <p>首里城地区については、園内移動に対する不満、休憩所や飲食店の不足、イベント充足後の低下、スタッフの対応等。</p> <p>○令和2年度未達成理由：海洋博地区については、園内移動に対する不満(広すぎて移動が大変)、飲食店の不足、公園内の案内標識が分かりにくい等。首里城地区については、休憩所や飲食店の不足、園内移動の不満(坂や段差)、駐車場の不足等</p>
	<p>公園特性を生かした植物管理</p> <p>①「季節を彩る花の演出、手入れの良さ」に関する「満足」の年間及び四半期毎の回答比率</p> <p>・平成30年度 76.5% ・令和元年度-令和3年度 74.4%(年間) 74.3%(第1四半期) 74.1%(第2四半期)</p>	<p>① について</p> <p>・平成30年度 74.2% × ・令和元年度 74.3%(年間) × 68.9%(第1四半期) × 77.1%(第2四半期) ○ 73.6%(第3四半期) ○ 77.7%(第4四半期) ○</p> <p>・令和2年度</p>	<p>①について</p> <p>○平成30年度未達成理由：水族館エリアの花装飾が弱い、美ら海花祭り会場への誘導がうまくいかなかった</p> <p>○令和元年度第1四半期未達成理由：来園</p>

	72.7%(第3四半期) 76.5%(第4四半期)	68.0%(年間) × - (第1四半期) 68.3%(第2四半期) × 67.7%(第3四半期) × 67.8%(第4四半期) ×	者の興味が花よりも 海の生き物にあった、 初来園の県外、海外利 用者の満足度が低か った ○令和2年度未達成 理由:台風による強風 や塩害の影響により 植栽樹木に傷みが見 られるなど、景観が 一時的に悪くなって いたことが考えられ る。
	多様な利用プログラムの 提供 ①「自然・環境」をテーマ とする参加体験型プログ ラムの年間開催日数、延べ 参加人数 ・平成30年度 70日、1,464人以上 ・令和元年度-令和3年度 532日、11,904人以上 ②「歴史・文化」をテーマ とする参加体験型プログ ラムの開催日数、延べ参加 人数 ・平成30年度 2日、2,100人以上 ・令和元年度-令和3年度 11日、4,720人以上	① について ・平成30年度 174日、8,958人 ・令和元年度 1,005日、37,960人 ・令和2年度 977日、14,911人 ② について ・平成30年度 156日、13,275人 ・令和元年度 759日、50,383人 ・令和2年度 254日、4,198人×	②について ○令和2年度延べ人 数未達成理由につい て:コロナの感染拡大 によって、海外からの 渡航制限、国内旅行の 制限、県民の外出自粛 等が前年度より続い たこと等。
	情報受発信の充実 ① HPの年間総アクセ ス件数	① について ・平成30年度	

	<p>・平成 30 年度 海洋博覧会地区： 年間 1, 112, 232 件以上 首里城地区： 年間 542, 255 件以上</p> <p>・令和元年度-令和 3 年度 海洋博覧会地区： 年間 6, 852, 044 件以上 首里城地区： 年間 3, 443, 284 件以上</p>	<p>海洋博覧会地区 1, 776, 017 件 首里城地区 778, 862 件</p> <p>・令和元年度 海洋博覧会地区 8, 091, 079 件 首里城地区 4, 962, 087 件</p> <p>・令和 2 年度 海洋博覧会地区 2, 992, 864 件× 首里城地区 1, 954, 326 件×</p>	<p>○令和 2 年度未達成理由：前年度に引き続きコロナの感染拡大によって、臨時休館を実施していたこと、一部プログラムについて実施回数の減少及び参加人数の制限を行ったこと、令和 3 年 1 月 7 日に発令され、3 月 21 日に全面解除された緊急事態宣言による外出自粛等が要請されていたことが旅行マインドの低下につながり、ホームページの総アクセス数が減少したこと。</p>
<p>民間事業者からの改善提案</p>	<p>【国営武蔵丘陵森林公園】 ○無人航空機（ドローン）による清掃作業の効率化、受動喫煙対策の強化による利用者満足度の向上、公園イメージアップの強化等</p> <p>【国営昭和記念公園】 ○特別清掃の実施による日本庭園の景観向上と施設の長寿命化、効率的かつ効果的に業務を遂行する体制の強化、黄葉紅葉ライトアップ「秋の夜散歩」開催等</p> <p>【国営飛鳥・平城宮跡歴史公園】 ○学校団体の積極的な誘致、Web 公告の積極的な実施、写真映えする風景づくりの試行等</p> <p>【国営吉野ヶ里歴史公園】 ○外国人来園者が快適に情報収集できる環境を整備、「吉野ヶ里歴史公園歴史講座」・特別企画展の開催、園内バスの利便性の向上等</p>		

	<p>【国営沖縄記念公園】 ○海洋博公園について、小人無料化試行に伴う入館促進の告知強化、首里城公園については、復興支援プロジェクトの実施等</p>
--	--

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従前経費（各公園の市場化テスト前の実施経費を指す。以下同じ。）と比較して、国営武蔵丘陵森林公園、国営昭和記念公園、国営沖縄記念公園の3公園については減少している。労務単価補正なしで比較した場合の当該3公園の削減額・削減率は、次のとおりである。

- ・国営武蔵丘陵森林公園 削減額 36,456千円（削減率6.0%）
- ・国営昭和記念公園 削減額 1,730千円（削減率0.2%）
- ・国営沖縄記念公園 削減額 127,911千円（削減率10.1%）

一方、2公園の実施経費については、従前経費と比較して増加している。

しかしながら、各公園について市場化テスト前と比較して人件費の上昇があること、また、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園については、市場化テスト開始後において供用面積（事業対象となる公園の面積）の増加があり、これに伴い、従前経費と比較して、事業対象となる業務量及びその実施経費の増加・追加が生じていることなどを併せて考慮すると、実質的な経費削減にかかる一定の効果があつたものと評価し得る。

すなわち、各公園につき、公共工事設計労務単価を用いた補正を行い、経過年度において供用面積が増加した公園については、供用面積増加に伴う補正（面積増加に伴う実施経費の増加相当分の控除）も加味した上で、従前経費と令和元年度（国営沖縄記念公園については令和2年度）の実施経費とを比較すると、下記のとおり、一定の削減を達成していると評価し得る（なお、労務単価補正をせずに一定の削減を達成していると評価し得る前述の3公園についても、労務単価補正をした場合の削減状況を併せて整理する。）。

①国営武蔵丘陵森林公園	
減 額	109,615,405円（削減率18.2%）（労務単価による補正あり）
【A】従前経費	603,428,000円（平成23年度）
【B】実施経費	566,973,000円（令和元年度）
【C】増減額（補正なし） A > B C = B - A	36,456,000円減額（6.0%減）
【D】労務単価補正 （補正後の金額）	公共工事設計労務単価を平成23年度の労務単価に置き換えて補正 令和元年度の実施経費493,813,167円
【E】増減額（補正あり） A > D E = A - D	減額109,615,405円 603,428,000円 - 493,813,167円 = 109,615,405円
【F】削減率 F = E / A × 100	削減率18.2% 109,615,405円 / 603,428,000円 × 100 ≒ 18.2%
【参考】	埼玉県の公共工事設計労務単価（普通作業員等4職種を抜粋して平

※参考値	均(※)の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率：1.86倍(R2年度/H23年度) 実施経費上昇率：0.94倍(【B】/【A】)
② 国営昭和記念公園	
減 額	81,846,495円(削減率11.1%)(労務単価による補正あり)
【A】従前経費	738,000,000円(平成23年度)
【B】実施経費	736,270,000円(令和元年度)
【C】増減額(補正なし) A>B C=B-A	1,730,000円減額(0.2%減)
【D】労務単価補正 (補正後の金額)	公共工事設計労務単価を平成23年度の労務単価に置き換えて補正 令和元年度の実施経費656,153,505円
【E】増減額(補正あり) A>D E=A-D	減額81,846,495円 738,000,000円-656,153,505円=81,846,495円
【F】削減率 F=E/A×100	削減率11.1% 81,846,495円/738,000,000円×100≒11.1%
【参考】 ※参考値	東京都の公共工事設計労務単価(普通作業員等4職種を抜粋して平均(※))の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率：1.44倍(R2年度/H23年度) 実施経費上昇率：1.00倍(【B】/【A】)
③ 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園	
減 額	9,612,670円(削減率5.5%) (労務単価及び供用面積による補正あり)
【A】従前経費	175,143,000円(平成23年度)
【B】実施経費	411,808,000円(令和元年度)
【C】増減額(補正なし) A<B C=B-A	236,665,143円増額(135.1%増)
【D】供用面積補正及び 労務単価補正 (補正後の金額)	・公共工事設計労務単価を平成23年度の労務単価に置き換え、 ・平成28年度(キトラ古墳周辺地区13.8ha)及び平成29年度(平城宮跡区域31.8ha)の供用面積の大規模な増加に伴う実施経費増を差し引きした結果、 令和元年度の実施経費165,530,187円
【E】増減額(補正あり) A>D E=A-D	減額9,612,670円 175,143,000円-165,530,187円=9,612,670円
【F】削減率 F=E/A×100	削減率5.5% 9,612,670円/175,143,000円×100≒5.5%
【参考】 ※参考値	奈良県の公共工事設計労務単価(普通作業員等4職種を抜粋して平均(※))の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率：1.36倍(R2年度/H23年度) 実施経費上昇率：2.35倍(【B】/【A】)
④ 国営吉野ヶ里歴史公園	
減 額	17,218,000円(削減率5.0%)(労務単価による補正あり)
【A】従前経費	346,667,000円(平成23年度)
【B】実施経費	374,053,000円(令和元年度)

【C】増減額（補正なし） A < B C = B - A	27,386,000円増額（7.9%増）
【D】労務単価補正 （補正後の金額）	公共工事設計労務単価を平成23年度の労務単価に置き換えて補正 令和元年度の実施経費 329,449,000円
【E】増減額（補正あり） A > D E = A - D	減額 17,218,000円 346,667,000円 - 329,449,000円 = 17,218,000円
【F】削減率 F = E / A × 100	削減率 5.0% 17,218,000円 / 346,667,000円 × 100 ≒ 5.0%
【参考】 ※参考値	佐賀県の公共工事設計労務単価（普通作業員等4職種を抜粋して平均（※））の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率：1.42倍（R2年度/H23年度） 実施経費上昇率：1.08倍（【B】 / 【A】）
⑤ 国営沖縄記念公園	
減 額	217,391,225円（削減率17.2%）（労務単価による補正あり）
【A】従前経費	1,261,904,762円（平成23年度）
【B】実施経費	1,133,993,636円（令和2年度）
【C】増減額（補正なし） A > B C = B - A	127,910,762円減額（10.1%減）
【D】労務単価補正 （補正後の金額）	公共工事設計労務単価を平成23年度の労務単価に置き換えて補正 令和2年度の実施経費 1,044,513,537円
【E】増減額（補正あり） A > D E = A - D	減額 217,391,225円 1,261,904,762円 - 1,044,513,537円 = 217,391,225円
【F】削減率 F = E / A × 100	削減率 17.2% 217,391,225円 / 1,261,904,762円 × 100 ≒ 17.2%
【参考】 ※参考値	沖縄県の公共工事設計労務単価（普通作業員等4職種を抜粋して平均（※））の上昇率と実施経費上昇率の比較 労務単価上昇率：1.45倍（R2年度/H23年度） 実施経費上昇率：0.90倍（【B】 / 【A】）

（4）競争性改善のための取組

競争性の改善のため、今期の事業において国土交通省各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局が実施した主な取組は、下記のとおりである。

○入札参加者の募集に関する改善

- ・ 入札公告から申請書類等の受付期間の延長
 国営武蔵丘陵森林公園（1期目：28日→3期目：35日）
 国営昭和記念公園（1期目：28日→3期目：35日）
 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（2期目：32日→3期目：35日）
 国営吉野ヶ里歴史公園（1期目：24日→3期目：61日）
 国営沖縄記念公園（1期目：23日→3期目：61日）
- ・ 入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報

市場化テスト3期目に新たに実施

- ・ 包括的な質の設定に関する改善
 - ・ 収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営を追加
 - ・ 提案項目審査における加算点の配分拡大
- 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善
- ・ 開園期間中の業務責任者の実施体制を改善
 - ・ 企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

(5) 新プロセス移行後の状況

本事業は、市場化テスト第1期において、国営飛鳥歴史公園を除く4公園で競争性が確保された。また、5公園全てで、確保すべきサービスの質についておおむね目標を達成し、経費削減において効果を上げていたことから、平成27年度以降、新プロセスに移行している。

新プロセスに移行した平成27年度以降、5公園の各事業の入札状況は、新プロセス第2期における国営武蔵丘陵森林公園を除き1者応札となったものの、今期（新プロセス第2期）まで「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施している。その結果、今期は5公園中4公園で複数の事業者が入札説明資料の交付を受けており、事業者の関心はなお維持されているものと推測される。そして、1者応札となった原因について、今期の市場化テストにおいて入札説明資料を受領しながらも入札に参加しなかった事業者や、入札参加が期待され周知されたが、入札に参加しなかった者に対してヒアリングを行ったところ、「業務内容に対して、過年度の実施経費が低く採算が取れない」、「過年度の実施経費が低く採算が取れない」といった意見があった。この点については、落札金額が従来の実施に要した経費として公開されているため、容易に経費比較が可能となり、落札業者以外の事業者も見積もりをして入札を検討したが、これまでの競争の結果、効率化による経費削減が進んでいることから、過去の落札額から判断して実際の応札には至らなかったものと考えられる。

そのほか、3公園で「業務内容が多岐にわたっており、履行体制の確保が困難」との意見があった。この点については、国土交通省より、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであるところ、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難との説明がなされている。

また、「公告期間が短く入札の準備ができなかった」との意見もあった。この点については、上記（４）で示したとおり、これまで入札公告期間の延長等の公募条件等の改善を行うなどの方策を講じてきたところであり、更なる競争性改善の取組みは困難な状況である。

（６）評価のまとめ

前記「（２）対象公共サービスの実施内容に関する評価」記載のとおり、業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、「達成すべき包括的な質」については、令和元年度第４四半期及び令和２年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休園措置等により、公園利用者数の確保等の目標値の達成が困難な状況ではあるものの、各公園それぞれが国職員と調整しつつ各種改善提案を行うとともに、民間事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも努めており、サービス水準の維持・向上につながっていると評価できる。また、民間事業者の改善提案についても、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費については、「（３）実施経費」記載のとおり、約 5.0～18.0%の削減効果が認められており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

一方、競争性の確保については、「（４）競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施し、市場化テスト終了の基準を５公園中４公園で満たしていた結果、新プロセスに移行したものの、新プロセス移行後は国営武蔵丘陵森林公園を除き２期連続１者応札となっている。この点、「（５）新プロセス移行後の状況」記載のとおり、これまでの競争の結果、効率化による経費削減が進んでいることから、前期の落札金額との経費比較の結果、入札に至らなかったものと考えられる。また、今期も５公園中４公園において複数の事業者が入札説明資料の交付を受けるなど、一定の関心が維持されているものと推測できるところ、公募条件等の更なる改善を図ることは難しいことから、所管省庁において業務構造の見直し等による公募意欲の喚起を図ることが適切と考える。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後は、国土交通省（各地方整備局）に設置している外部有識者で構成される外部評価委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

（７）今後の方針

本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ. 4 に基づき、総合的に判断

し、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

口号国営公園運営維持管理業務に係る評価総括表

	武蔵丘陵森林公園	昭和記念公園	飛鳥・平城宮跡歴史公園	吉野ヶ里歴史公園	沖縄記念公園
実施期間	平成31年2月1日から 令和5年1月31日まで (4年間)	平成31年2月1日から 令和5年1月31日まで (4年間)	平成31年2月1日から 令和5年1月31日まで (4年間)	平成31年2月1日から 令和5年1月31日まで (4年間)	平成31年2月1日から 令和5年1月31日まで (4年間)
入札参加者数	2者応札 (入札説明書交付者7者)	1者応札 (入札説明書交付者11者)	1者応札 (入札説明書交付者3者)	1者 (入札説明書交付者6者)	1者 (入札説明書交付者1者)
受託事業者	森林公園里山パークス共同体	昭和記念公園パークス共同体	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体	吉野ヶ里歴史公園マネジメント共同企業体	一般財団法人 沖縄美ら島財団
実施状況に関する評価 (達成目標として設定された質)	平成30年度、令和元年度及び令和2年度を総括して見ると、新型コロナウイルスの影響等により達成できなかったものを除き、概ね確保。目標を下回った項目は、受託事業者が要因を分析し、対応策を実施またはその予定。	平成30年度、令和元年度及び令和2年度を総括して見ると、天候や新型コロナウイルスの影響等により達成できなかったものを除き、概ね確保。目標を下回った項目は、受託事業者が要因を分析し、対応策を実施またはその予定。	同左	同左	平成30年度、令和元年度及び令和2年度を総括して見ると、首里城の火災や新型コロナウイルスの影響等事業者の責めによらない理由により達成できなかった項目もある。一方、利用者満足度や公園の特性を生かした植物管理については、達成目標を確保できていないが、引き続き事業者の創意工夫や改善策を講じることで、目標の達成に向けた取組を実施しているところ。
民間事業者の対応策 (今後の対応策含む)	感染症対策、感染症拡大の恐れが少ないと思われる屋外展示の充実、テレビ・ラジオ等の広報媒体の積極的な活用等	感染症対策、令和元年度に人気を博したライトアップ企画「秋の夜散歩」のさらなる魅力向上、「桜の再生計画」の作成等	感染症対策、天候不順の場合でも実施できるようなプログラム等の開催、感染症の影響を踏まえたイベントの開催方法の工夫等	感染症対策、広報・営業活動、体験プログラムやイベントの実施内容の改善等	感染症対策、国内県内客への重点的な誘致広報の展開、「見せる復興」の考え方のもとでのイベントプログラムの実施等
民間事業者の創意工夫	無人航空機(ドローン)による清掃作業の効率化、福祉施設との連携による就労促進、受動喫煙対策の強化など	休耕期間を設ける花畑の新設、特別清掃の実施による日本庭園の景観向上及び施設の長寿命化、秋の夜散歩の開催等	平城宮跡いざない館の開館時間延長、学校団体の積極的な誘致、Web公告の積極的な実施、写真映えする風景づくりの試行等	吉野ヶ里歴史公園歴史講座・特別企画展の開催、園内バスの利便性の向上、案内ガイドの更なる充実、多様な古代体験プログラムの提供等	首里城公園御内原エリア等開園に伴うイベント・冬期の花のイベント開催、首里城公園復興支援プロジェクトの実施等
経費の削減(1年間)	493,813千円 ※1 (削減率18.2% 従前経費603,428千円) ※2 ※1 R元年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH23年度	656,154千円 ※1 (削減率11.1% 従前経費738,000千円) ※2 ※1 R元年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH23年度	165,530千円 ※1※2 (削減率5.5% 従前経費175,143千円) ※3 ※1 R元年度・労務単価補正あり ※2 面積増に伴う経費控除あり ※3 従前経費はH23年度	329,449千円 ※1 (削減率5.0% 従前経費346,667千円) ※2 ※1 R元年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH23年度	1,044,514千円 ※1 (削減率17.2% 従前経費1,261,905千円) ※2 ※1 R2年度・労務単価補正あり ※2 従前経費はH23年度

国土交通省関東地方整備局

令和 3 年 5 月 2 1 日

民間競争入札実施事業

「国営武蔵丘陵森林公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県滑川町、熊谷市）における運営維持管理業務</p> <p>1)公園運営維持管理業務(委託費により行う業務)</p> <p>①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務 ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務等 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視等 ・発災時の利用者避難誘導（大規模災害等発生により国が公園を防災拠点として使用する場合に、入園者の避難誘導、備品及び展示装置等の移動等、国の円滑な活動を支援） <p>②施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃）等 <p>③植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝生管理、中低木管理、高木管理、林地管理、草地管理、花壇管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

	<p>2)収益施設等設置管理運営業務（土地使用料を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>① 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設、駐車場等の管理運営 <p>② 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設等の設置・管理運営 ・ 臨時飲食・物販施設等の設置・管理運営
事業実施期間	<p>平成 31 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの 4 年間</p> <p>（※評価対象期間は、平成 31 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）</p>
受託事業者	<p>H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 森林公園里山パークス共同体</p>
契約金額（税抜）	<p>¥2,295,500,000 円</p> <p>（平成 30 年度：71,382,000 円）</p> <p>（令和元年度：566,973,000 円）</p> <p>（令和 2 年度：569,832,000 円）</p> <p>（令和 3 年度：576,075,000 円）</p> <p>（令和 4 年度：511,238,000 円）</p>
入札の状況	<p>入札説明書交付者：7 者、入札参加者：2 者</p>
事業目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。</p>
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、平成 30 年 6 月 1 日の提出期限までに入札参加者 2 者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p>

	入札価格については、平成 30 年 9 月 25 日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、森林公園里山パークス共同体を受託事業者として決定した。
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 26 条における報告の徴収等及び同法第 27 条における指示等が必要な状況はなかった。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①年間及び四半期ごとの公園利用者数

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで） 87 千人以上
- ・令和元年度から令和 3 年度

下表に示す数値以上であること。

第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	年間
310 千人	153 千人	244 千人	113 千人	821 千人

イ 結果

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月から 3 月）の公園利用者は 98,418 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の公園利用者は年間 923,220 人となり、達成すべき質は確保された。また、その内訳は、第 1 四半期 340,914 人、第 2 四半期 130,380 人、第 3 四半期 256,889 人、第 4 四半期 195,037 人となっており、第 2 四半期では達成すべき質が確保されなかったため、国から文書による業務改善を指示した。

受託事業者が要因分析を行った結果、7 月は長雨、8 月は連続した猛暑日、9 月は台風の影響があったことと、無料入園日や連休に降雨の日が多く、天候が

大きく影響したことを要因として挙げている。

以上の要因から達成すべき質を満足するための改善策として、第3四半期以降、花修景やイベント、広報を強化する改善策を実施した。10月から12月まで実施した夜間ライトアップ&イルミネーションに併せて開花する冷凍ユリ、アイスチューリップを情報発信したり、12月の夜間開園のスターライトイルミネーションについては、実施期間を当初予定の11日間から21日間へ期間を増やし、入園者数の確保に努めた。

その結果、第3四半期、第4四半期では達成すべき質を確保し、年間での達成すべき質が確保された。

- ・令和2年度の公園利用者は年間688,034人となり、達成すべき質は確保されなかった。

また、その内訳は第1四半期43,214人、第2四半期127,605人、第3四半期341,443人、第4四半期175,745人となっており、第1四半期及び第2四半期で達成すべき質が確保されなかった。

主な理由として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4月8日から5月31日まで臨時休園としたこと、また、子どもたちで賑わう水遊び場を利用中止にしたこと（例年は4月下旬～9月中旬に利用）による影響と考えられるため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は令和3年度の年間の達成すべき質の確保に向けて、夜間ライトアップ&イルミネーションや、季節の動植物について積極的な情報発信に取り組む予定である。

表1 年間及び四半期ごとの公園利用者数

達成すべき質	平成30年度実績 (2月～3月)	令和元年度 実績	令和2年度 実績
平成30年度 87千人以上	98,418人		
年間 821千人以上		923,220人	688,034人
第1四半期 310千人以上		340,914人	43,241人
第2四半期 153千人以上		130,380人	127,605人
第3四半期 244千人以上		256,889人	341,443人
第4四半期 113千人以上		195,037人	175,745人

2) 利用者満足度の確保

- ①公園の運営に関する「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の年間及び四半期ごと

の回答比率

ア 達成すべき質

- ・平成30年度（平成31年2月から平成31年3月まで） 95%以上
- ・令和元年度から令和3年度

下表に示す数値以上であること。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
95%	95%	95%	95%	95%

イ 結果

- ・平成30年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が97.3%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で97.6%となり、達成すべき質は確保された。

また、その内訳は第1四半期97.2%、第2四半期97.4%、第3四半期97.8%、第4四半期98.1%となっており、年間を通じて達成すべき質が確保された。

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4月8日から5月31日まで臨時休園としたことから、4月及び5月は調査を実施していないため6月のみの調査であったが、第1四半期97.5%、第2四半期98.1%、第3四半期99.1%、第4四半期98.1%となっており、年間を通じて達成すべき質は確保された。

表2 年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	平成30年度 実績(2月～3月)	令和元年度 実績	令和2年度 実績
平成30年度 95%以上	97.3%		
年間 95.0%以上		97.6%	98.4%
第1四半期 95%以上		97.2%	97.5%
第2四半期 95%以上		97.4%	98.1%
第3四半期 95%以上		97.8%	99.1%
第4四半期 95%以上		98.1%	98.1%

3) 公園特性を生かした植物管理

- ① 「都市緑化植物園」に関する「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の年間及び

四半期ごとの回答比率

ア 達成すべき質

- ・平成30年度（平成31年2月から平成31年3月まで） 95%以上
- ・令和元年度から令和3年度

下表に示す数値以上であること。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
95%	95%	95%	95%	95%

イ 結果

- ・平成30年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が100.0%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で98.8%となり、達成すべき質は確保された。
また、その内訳は第1四半期99.4%、第2四半期97.6%、第3四半期100.0%、第4四半期97.2%となっており、年間を通じて達成すべき質が確保された。
- ・令和2年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で97.5%となり達成すべき質は確保された。

また、その内訳は第1四半期93.8%、第2四半期97.2%、第3四半期99.3%、第4四半期96.1%となっており、第1四半期において達成すべき質が確保されなかった。

主な理由として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4月8日から5月31日まで臨時休園としたこと、6月1日の再開園後も、都市緑化植物園の主な評価対象である屋内展示やイベントが実施できなかったことが影響したものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大の恐れが少ないと思われる屋外展示や、季節ごとに園内で開花する様々な植物について、来園者の満足感が得られるような管理・演出に取り組む予定である。

表3 「公園特性を生かした植物管理」の「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の回答比率

達成すべき質	平成30年度 実績(2月～3月)	令和元年度実績	令和2年度実績
平成30年度 95%以上	100.0%		
年間 95%以上		98.8%	97.5%
第1四半期 95%以上		99.4%	93.8%
第2四半期 95%以上		97.6%	97.2%
第3四半期 95%以上		100.0%	99.3%
第4四半期 95%以上		97.2%	96.1%

4) 多様な利用プログラムの提供

①利用プログラムの開催回数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	平成30年度 (平成31年2月 ～3月)	令和元年度から 令和3年度
利用プログラム(「学校等対象の環境学習プログラム」及び「都市緑化植物園で実施するガイドアー」)の年間開催回数	18回以上	119回以上

イ 結果

- ・平成30年度の利用プログラムの開催回数は、36回であり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の利用プログラムの開催回数は、187回であり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の利用プログラムの開催回数は、140回であり、達成すべき質は確保された。

表4 「学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校等）対象の環境学習プログラム」及び「都市緑化植物園で実施するガイドツアー」の年間開催回数

達成すべき質	平成30年度 実績(2~3月)	令和元年度 実績	令和2年度 実績
利用プログラムの年間開催回数 119回以上 (平成30年度は18回以上)	36回	187回	140回

5) 情報受発信

①マスコミによる年間報道件数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	平成30年度 (平成31年2月 ~3月)	令和元年度から 令和3年度
マスコミによる年間報道件数		825件以上

イ 結果

- ・令和元年度のマスコミによる年間報道件数は、857件であり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度のマスコミによる年間報道件数は、719件であり、達成すべき質は確保されなかった。

主な理由として、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月から5月までプレスリリースの配信を止めたことや、外出を伴う記者室への投げ込みを控えたこと、また、多くのイベントが中止になり、リリースできた内容が園内の花の開花状況のみとなったことが考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。また、例年公園の記事を掲載していた広報誌や情報誌が休刊になったことも影響していると考えられる。

今後は令和3年度の年間の達成すべき質の確保に向けて、新聞・雑誌だけでなく、他の広報媒体（テレビ・ラジオ）にも積極的な情報発信を行うことにより、報道件数を伸ばせるよう取り組む予定である。

表5 マスコミによる年間報道件数

達成すべき質	平成30年度実績 (平成31年2月～3月)	令和元年度実績	令和2年度実績
マスコミによる年間報道件数 825件以上		857件	719件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

① マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整の下相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入等を行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

② 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い本公園の認知度を向上すること。

2) 施設・設備維持管理業務

① 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

② 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状

況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

4) 収益施設等管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理の下、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、個別業務の質の最低水準のうち、確認する項目を設定し、運営維持管理者から提出される『管理月報』や『月別業務執行調書』及び現地状況を調査職員が確認している。

平成 30 年度及び令和元年度、令和 2 年度は運営維持管理者から調査職員に対して適切に『管理月報』『月別業務執行調書』が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

なお、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4 月 8 日から 5 月 31 日まで臨時休園した期間においても、施設管理、植物管理などは実施していることから、調査職員による履行を確認している。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される事業連絡会議(国職員と運営維持管理者との定例の意見交換の場)等で調整を行い実施している。

①実施状況

1. 【ドローン導入による清掃作業の効率化】



ドローンの操作状況

利用者が多い土日祝日翌朝の園内清掃は、対象エリアを徒歩で巡回して状況を確認する必要があり、斜面地が多い本公園では多大な労力を要する。そのため、無人航空機(ドローン)を用いて上空から巡回を行い、ピンポイントで清掃場所を特定している。

2. 【福祉施設の就労支援】



資源ごみの分別作業状況

地元の福祉施設の就労支援として、本公園で回収した資源ごみの分別作業を地元の福祉施設に委託している。

3. 【受動喫煙対策の強化】



撤去した喫煙所

改正健康増進法の施行を受けた望まない受動喫煙の防止を図るため、また、入園料改定により、小人の入園料が無料となり、小人の利用増加が今後も予想されることから、禁煙エリアの拡大を実施した。

4. 【レンタサイクル】



コロナ禍で好調なレンタサイクル

令和2年7月の早朝開園時のレンタサイクル導入や、混雑時間の分散を図る目的で試行した、午後から自転車を貸し出す時間割引料金の設定、返却場所フリーサービスの拡充により、前年を大きく上回る利用増（令和2年8月は前年比261.2%）につながった。

5. 【公園の魅力再発見する非日常プログラム】

	<p>10月～12月にストーリー性のある夜間開園イベントを開催。令和元年度第2四半期の入園者数が達成すべき質を下回ったことから、12月の夜間開園を当初の11日間から平日を含めた21日間の実施とし、集客アップにつなげた。</p> <p>期間：令和元年10月12日～12月29日 期間中の公園利用者数：69,431名</p>
<p>ライトアップしたカエデ園</p>	

②評価

無人航空機（ドローン）による清掃作業の効率化については、巡回を開園前後に実施しており、広い面積を有する本公園において、ペットボトルのキャップ程度まで識別が可能な高精度のドローンを使用することで短時間で確認ができるため、作業効率が大きく向上している。

福祉施設の就労支援は、福祉施設との連携により、地域の身障者等の就労促進が図られている。

受動喫煙対策の強化については、禁煙エリアの拡大により安全で快適な公園利用が図られ、満足度が向上するとともに、来園者の要望や社会的ニーズに応えることにより、公園のイメージアップにつながっている。

レンタサイクルについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として臨時休園し6月1日に再開園した後は、屋外で人との接触が避けて園内を利用できることからレンタサイクルの需要が高まっている。令和2年7月の早朝開園時のレンタサイクルの導入や時間割引料金の設定等の取組により、前年を大きく上回る利用増に繋がった。

夜間開園イベントについては、例年実施しているものであり、令和元年度は第2四半期で公園利用者数が達成すべき質を下回ったため、民間事業者の改善提案による改善実施事項として行った夜間開園イベントにおいて、当初計画では土日祝日だけ実施予定のところ、平日10日間を追加して実施したことにより、第3四半期は達成すべき質を上回る事ができた。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成23年度）と令和元年度の実施経費を比較すると、削減額は36,456千円（削減率6.0%）となる。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成23年度の労務単価に置き換えた場合は、令和元年度の実施経費が493,813千円となり109,615

千円（18.2%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従来経費 (A) (税抜き)	平成 23 年度：603,428 千円	同左
契約額 (B) (税抜き)	4 年 0 ヶ月：2,295,500 千円 平成 30 年度：71,382 千円 令和 元年度：566,973 千円 令和 2 年度：569,832 千円 令和 3 年度：576,075 千円 令和 4 年度：511,238 千円	令和元年度の実施経費 493,813,167 円
削減額 (C)	令和元年度との比較 36,455,572 円	令和元年度との比較 109,615,405 円
削減率 (C/ A×100)	令和元年度との比較 6.0%	令和元年度との比較 18.2%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

関東地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- 入札公告から申請書類等の受付期間の延長

市場化テスト1期目（平成23年度入札公告）では28日間であったが、市場化テスト3期目（平成30年度入札公告）では35日間に延長した。

- 入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報

市場化テスト3期目に新たに実施した。

- 包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、多様な利用プログラムの提供、情報受発信については年間のみ達成すべき質を設置した。

- 収益施設等設置管理運營業務の対象拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対

象に、飲食・物販施設等の設置運営を追記した。

- ・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト	市場化テスト
	1 期目	3 期目
自主事業の提案	10 点	20 点
収益施設の運営に関する提案	10 点	20 点
従来の実施方法に対する改善提案	10 点	25 点
(参考) 提案項目審査の合計点	145 点	193 点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト 1 期目は総括責任者及び業務責任者のうち 2 名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト 3 期目は総括責任者 1 名もしくは業務責任者のうち 2 名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト 1 期目は同種又は類似業務の経験について、過去 10 年の業務を対象としていたが、市場化テスト 3 期目は過去 15 年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4 のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は 2 期目が 1 者であったが、3 期目は 2 者となり競争性が改善された。

実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、業務内容に対して、「過年度の実施経費が低く、採算が取れない」との意見があったが、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が確保されているものであり、予算の増額等による対応は難しいと考えている。また、「公告期間が短く入札の準備ができなかった」との意見があったが、1 期目の公告期間が 28 日に対して、3 期目は 35 日に延長しており、現行業務の実施状況を踏まえた次期業務の仕様の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、これ以上の延長は難しいと考えている。

これらを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年5月に関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

平成30年度及び令和元年度で、「達成すべき包括的な質」及び「個別事業の質」について、概ね達成されている。

令和2年度で、「達成すべき包括的な質」について、公園利用者数の確保など一部の項目は達成できなかった。主な理由として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4月8日から5月31日まで臨時休園としたこと、また、多くのイベントが中止となったこと等が考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しながら、早朝開園時のレンタサイクル導入や午後から自転車を貸し出す割引料金の設定等により混雑分散を図り利用者増につなげている。また、10月から12月に実施している夜間開園のライトアップは、毎年人気を博しており、令和2年度の第3四半期は達成すべき質を大きく上回る公園利用者数となった。内容も10月のハロウィン、11月の紅葉見ナイト、12月はスターライトイルミネーションと3部構成としており、それぞれ趣の異なる内容とすること、それらの情報をSNSによりタイムリーに提供していることは評価できる。

公園利用者増につなげる取り組みを進め、各種改善提案を行うとともに民間事業者のノウハウを活かした様々なサービスの提供を行い、利用者満足度や利用プログラムの開催回数について達成できており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業については、上記5.(1)のとおり評価できることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定) II.1.(1)の基準を満たしていると考えられるため、今後、官民競争入札等監理委員会の審議を経て、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了したい。

国土交通省関東地方整備局

令和 3 年 5 月 2 1 日

民間競争入札実施事業

「国営昭和記念公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営昭和記念公園（東京都立川市及び昭島市）における運営維持管理業務</p> <p>① 公園運営維持管理業務</p> <p>1) 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・入園料等徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務等 <p>2) 企画運営管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視等 <p>3) 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃）等 <p>4) 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝生管理、中低木管理、高木管理、草地管理、花壇管理、花畑管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>②収益施設等設置管理運営業務</p> <p>1) 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設、駐車場等の管理運営 <p>2) 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設の設置・管理運営

	・臨時飲食・物販施設の設置・管理運営
事業実施期間	平成31年2月1日から令和5年1月31日までの4年間 (※評価対象期間は、平成31年2月1日から令和3年3月31日まで)
受託事業者	H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務 昭和記念公園パークス共同体
契約金額(税抜)	2,971,600,000円 (平成30年度:104,460,000円) (令和元年度:736,270,000円) (令和2年度:741,920,000円) (令和3年度:744,330,000円) (令和4年度:644,620,000円)
入札の状況	入札説明書交付者: 11者、入札参加者: 1者
事業目的	本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。
受託事業者決定の経緯	本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、平成30年6月1日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び、平成30年7月30日の提出期限までに入札参加者1者から提出された企画書及び収益施設運営計画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。 入札価格については、平成30年9月25日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、昭和記念公園パークス共同体を受託事業者として決定した。
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に

	関する法律第 26 条における報告の徴収等及び同法第 27 条における指示等が必要な状況はなかった。
--	--

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」(以下「実施要項」という。)により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①有料区域の年間及び四半期ごとの公園利用者数

ア 達成すべき質

下表に示す値以上であること。

年度	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	年間
平成 30 年度	—	—	—	—	257,000 人
平成 31 年度 (令和元年度) ~ 令和 3 年度	826,000 人	518,000 人	815,000 人	337,000 人	2,496,000 人

※立川まつり国営昭和記念公園花火大会実施日を除く

イ 結果

- ・平成 30 年度の第 4 四半期までの公園利用者は 323,745 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・平成 31 年度 (令和元年度) の公園利用者は年間 2,334,537 人となり、達成すべき質を達成できなかった。

また、その内訳は、第 1 四半期 876,457 人、第 2 四半期 410,584 人、第 3 四半期 629,386 人、第 4 四半期 418,110 人となっており、第 2 四半期と第 3 四半期で達成すべき質を達成できなかったため、国から文書により業務改善を指示した。

受託事業者が要因分析を行った結果、主な理由として、第 2 四半期では各月を通じて天候に恵まれなかったこと、特に 7 月に梅雨が長引き、晴天日が昨年度の半分以下だったことが挙げられている。また、第 3 四半期では、台風 19 号の上陸により、多くの集客が見込める 10 月の三連休のうち 2 日間が臨時休園になったこと、また、それに伴うコスモスへのダメージとスポーツ博覧会 2019 の中止などが要因として挙げられている。

以上の要因から達成すべき質を満足させるための改善策として、第2四半期では、「雨天時の公園の楽しみ方」をよりいっそうPRし、梅雨時期の利用客増加を目指すことや、夏季の入園者数がプール利用者に依存しているところが大きいことから、新設した花畑にヒマワリなど夏季に人気のある花種を取り入れ、プール以外での夏季における集客力の向上を行う等の提案がなされた。また、第3四半期では、多品種栽培による開花期の長期化など、台風被害を軽減する方策や、早春の花畑の充実による春の花修景の魅力向上等の提案がなされた。

- 令和2年の公園利用者は年間1,162,469人となり、達成すべき質を達成できなかった。

また、その内訳は、第1四半期80,550人、第2四半期317,323人、第3四半期764,596人、第4四半期0人となっており、すべての四半期で達成すべき質を達成できなかった。

これらの包括的な質の未達成については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和2年3月28日～5月31日、令和2年12月26日～令和3年4月4日）、及びレインボープールの利用休止、及び例年実施している大型イベントの中止（まんぱく、肉フェスなど）によるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

上記の公園利用者の減少を受け、達成すべき質を満足させるための改善策として、平成31年度（令和元年度）に49,568人の集客を記録し人気を博したライトアップ企画「秋の夜散歩」のさらなる魅力向上に取り組む等の提案がなされた。また、令和3年度以降には、老木化の進む桜の園で、「桜の園再生計画」を作成し、包括質の達成に努めていく予定である。

表1 有料区域の年間及び四半期ごとの公園利用者数

達成すべき質	平成30年度 実績	平成31年度 (令和元年度) 実績	令和2年度 実績
年間2,496,000人以上	323,745人	2,334,537人	1,162,469人
第1四半期826,000人以上	—	876,457人	80,550人
第2四半期518,000人以上	—	410,584人	317,323人
第3四半期815,000人以上	—	629,386人	764,596人
第4四半期337,000人以上	323,745人	418,110人	0人

	※平成 30 年度は 257,000 人			
--	-------------------------	--	--	--

②花みどり文化センターの年間の利用者数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度) ～令和 3 年度
花みどり文化センターの年間の利用者数	41,000 人	283,000 人

イ 結果

- ・平成 30 年度の第 4 四半期までの花みどり文化センターの利用者数は 49,653 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・平成 31 年度（令和元年度）の花みどり文化センターの利用者数は年間 273,571 人となっており、達成すべき質を達成できなかったが、花みどり文化センターは新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い令和 2 年 2 月 29 日から閉館としており、過年度の実績（平成 31 年 3 月の花みどり文化センター利用者：34,880 人）を参照すると、閉館がなければ達成すべき質は確保されていたと思われるため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。
- ・令和 2 年度の花みどり文化センターの利用者数は年間 101,912 人となっており、達成すべき質を達成できなかったが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和 2 年 3 月 28 日～5 月 31 日、令和 2 年 12 月 26 日～令和 3 年 4 月 4 日）によるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表 2 花みどり文化センターの年間の利用者数

達成すべき質	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 (令和元年度) 実績	令和 2 年度 実績
年間 283 千人以上 (平成 30 年度は 41 千人)	49,653 人	273,571 人	101,912 人

2) 利用者満足度の確保

①年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

	年間及び四半期ごと
公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率	95%以上

イ 結果

- 平成30年度は「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が2・3月計で99.1%になっており、達成すべき質が確保された。
- 平成31年度（令和元年度）は「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で98.6%になっており、達成すべき質が確保された。
また、その内訳は第1四半期99.4%、第2四半期97.8%、第3四半期98.7%、第4四半期98.4%となっており、年間を通じて達成すべき質が確保された。
- 令和2年度は「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で98.7%になっており、達成すべき質が確保された。
また、その内訳は第1四半期99.1%、第2四半期98.9%、第3四半期98.5%となっており、年間を通じて年間を通じて達成すべき質が確保された。
なお、第4四半期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和2年12月26日～令和3年4月4日）により満足度調査を行うことができなかった。

表3 公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	平成30年度実績	平成31年度（令和元年度）実績	令和2年度実績
年間 95%以上	99.1%	98.6%	98.7%
第1四半期 95%以上	-	99.4%	99.1%
第2四半期 95%以上	-	97.8%	98.9%
第3四半期 95%以上	-	98.7%	98.5%
第4四半期 95%以上	99.1%	98.4%	-

3) 公園特性を活かした植物管理

①チューリップにかかる花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下記に示す数値以上であること。

	年間(平成 31 年度～)
チューリップにかかる花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」の回答比率	80%以上

イ 結果

- ・平成 31 年度（令和元年度）は「非常に満足」の回答比率が 86.6%となっており、達成すべき質が確保された。
- ・令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和 2 年 3 月 28 日～5 月 31 日）により、チューリップの花修景の鑑賞が行われず、アンケート調査を実施していない。

表 4 チューリップにかかる花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」の回答比率

達成すべき質	平成 31 年度（令和元年度）実績	令和 2 年度実績
80%以上	86.6%	-

②秋の大規模花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下記に示す数値以上であること。

	年間(平成 31 年度～)
秋の大規模花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率	85%

イ 結果

- ・平成 31 年度（令和元年度）は「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が 93.7%となっており、達成すべき質が確保された。
- ・令和 2 年度は「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が 91.7%となっており、達成すべき質が確保された。

表5 秋の大規模花修景の鑑賞に対する公園利用者の
「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	平成31年度（令和元年度）実績	令和2年度実績
85%以上	93.7%	91.7%

4) 多様な利用プログラムの提供

① 展示・体験プログラムの開催回数

ア 達成すべき質

下記に示す数値以上であること。

	平成30年度	平成31年度（令和元年度） ～令和3年度
展示・体験プログラムの開催回数	18回以上	119回以上

イ 結果

- ・平成30年度は展示・体験プログラムの開催回数が2・3月計で26回となっており、達成すべき質が確保された。
- ・平成31年度（令和元年度）は展示・体験プログラムの開催回数が年間で151回となっており、達成すべき質が確保された。
- ・令和2年度は展示・体験プログラムの開催回数が年間で55回となっており、達成すべき質を達成できなかったが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和2年3月28日～5月31日、令和2年12月26日～令和3年4月4日）によるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表6 展示・体験プログラムの開催回数

達成すべき質	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
年間119回以上 (平成30年は18回以上)	26回	151回	55回

5) 情報受発信

①マスコミによる年間報道件数

ア 達成すべき質

下記に示す値以上であること。

	平成 31 年度（令和元年度）～令和 3 年度
マスコミによる 年間報道件数	1,020 件以上

イ 結果

- ・平成 31 年度（令和元年度）はマスコミによる年間報道件数が 1,138 件となっており、達成すべき質が確保された。
- ・令和 2 年度はマスコミによる年間報道件数が 694 件となっており、達成すべき質を達成できなかったが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和 2 年 3 月 28 日～5 月 31 日、令和 2 年 12 月 26 日～令和 3 年 4 月 4 日）、及び例年実施している大型イベントの中止（立川まつり国営昭和記念公園花火大会、箱根駅伝予選会、まんパク、肉フェスなど）によるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表 7 マスコミによる年間報道件数

達成すべき質	平成 31 年度（令和元年度）実績	令和 2 年度実績
年間 1,020 件以上	1,138 件	694 件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整の下、相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料等の徴収、国庫への納入等を行うこと。その他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

②企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握した上で、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティア等との良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い本公園の認知度を向上すること。

③施設・設備維持管理点検

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、給水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は予防すること。

④植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性に合った年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

⑤収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理の下、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者から提出される『管理月報』及び『四半期報告書』を、別途発注している資料作成業務及び工事監督支援業務で、項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

平成 30 年度、平成 31（令和元）年度及び令和 2 年度において運営維持管理者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

なお、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による臨時休園の期間においても、施設管理、植物管理などは実施していることから、履行状況を確認し、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行する中で以下のような仕様書に対する改善提案が出されており、これらの提案については、事業連絡会（国職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

①実施状況

1. 「花木園」と「桜の園」の樹木の健全化と再生

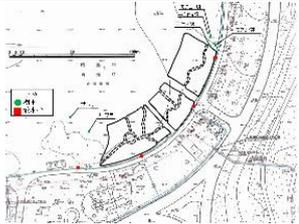
「花木園」は、開園から35年が経過し、日照不足や被圧等で生育不良となっている既存植物が多く見られるため、常緑を中心とした高木類の剪定、伐採、移植により高層部の緑量を低減し、日照と通風を確保した。また、桃やニホンスイセンなど本来移植されていた植物などを補植した。

「桜の園」は、旧米軍基地時代の桜並木に、残堀川周辺のソメイヨシノを移植しており、近年では高樹齢化に伴う樹勢衰弱木が多くみられるため、樹勢衰弱木の植栽箇所の土壌改良や品種改良の試験植栽のうえ、後継木を植栽した。

	<p>常緑高木の間伐や剪定による健全化 花木園南西部の込み合っていた常緑樹の剪定を実施した。</p>
	<p>球根植物の植栽 スイセン（950株）、フクジュソウ（700株）を植栽した。 2020年2月から開花が始まり、早春の見どころとなり集客に寄与できた。</p>
	<p>試験植栽 ソメイヨシノに代わる品種として、神代曙、舞姫、大漁桜、越の彼岸を、それぞれ2本ずつ、みんなの原っぱ北側に試験植栽した。</p>

2. 休耕期間を設ける花畑の新設により「大満足花畑」を創出

「みんなの原っぱ」の東西2箇所にある花畑は、連作障害や過密な利用サイクルが原因で、生育不良を起こしていたため、南東部に花畑を新設することで、適切な管理期間や休耕期間が設定できるようになり、適切な管理が可能となった。また、緑肥植物による肥沃度回復など、適切な利用サイクルを行う。

	<p>花畑新設 2019年11月に原っぱ南東部に花畑を1か所試験的に造成し、ナノハナを播種した。</p>
	<p>緑肥植物の植栽による土壌肥沃化（休耕期間） 2020年春の花畑は東花畑を休耕とし、11月11日からレンゲソウ、シロツメクサ、クリムゾンクローバーなどの緑肥植物を播種した。</p>

3. 特別清掃の実施による日本庭園の景観向上と施設の長寿命化

日本庭園の重要な景観要素となる池の水質を良好な状態に維持するため、水抜きによる特別清掃を行い、清掃後には入水を補給することで、清掃効果を高めた。

数寄屋造りの「歎楓亭」をはじめ、休憩棟の「清池軒」や四阿の「昌陽」など、伝統技法を用いた建築物の美観の維持や長寿命化を図るため、専門業者による清掃を行った。



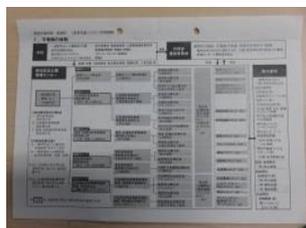
池清掃後の上水による補給

2019年9月に日本庭園の池の清掃を実施し、上水を補給した。

4. 効率的かつ効果的に業務を遂行する体制の強化

本公園の機能と魅力を最大限に発揮して、利用者満足度を向上するためには、豊富な経験と高度の知識・技術を持つ人材の強化が必要になるため、「技術員」を4名減員し、「技師A」1名及び「技師B」6名に増員した。

強化した体制により、(1) インバウンドの受入れの促進、(2) 学校団体棟を対象とした環境教育の受入れ強化、(3) 市民協働活動の受入れ強化、(4) 花と緑の風景作りの強化など、本企画の業務を適切かつ効果的に進めている。



技術員4名を減員し、技師A1名、技師B6名に増員

提案書通り実施。

利用者数やアンケート等の包括質の達成に寄与した。

5. 黄葉紅葉ライトアップ「秋の夜散歩」を開催

国営公園特有の自然資源を生かすため、例年行っていた冬のライトアップイベントを取りやめ、サクラやイチョウなどのライトアップとそれに伴う夜間入園のイベントを行った。



黄葉紅葉ライトアップ「秋の夜散歩」を初開催

2019年11/2～24、11/29～12/1及び2020年11/3～29に「秋の夜散歩」イベントを実施し、2019年は49,568名、2020年は85,468名の集客を記録した。

②評価

仕様書に対する改善提案は、おおむね企画提案書通りに実施されており、利用者の増加や利用満足度の向上に寄与した。また、未実施の事項についても令和3年度以降の実施が予定されている。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成23年度）と令和元年度の実施経費を比較すると、削減額は1,730千円（削減率0.2%）となる。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成23年度の労務単価に置き換えた場合は、令和元年度の実施経費が656,154千円となり、81,846千円（11.1%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費（A）	平成23年度：738,000,000円	同左
実施経費（B）	4年0ヶ月：2,971,600,000円 （平成30年度：104,460,000円） （令和元年度：736,270,000円） （令和2年度：741,920,000円） （令和3年度：744,330,000円） （令和4年度：644,620,000円）	令和元年度の実施経費 656,153,505円
削減額（C）	令和元年度との比較 1,730,000円	令和元年度との比較 81,846,495円
削減率（C/A*100）	0.2%	11.1%

※金額はすべて税抜き

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

関東地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

（1）入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長

市場化テスト1期目（平成23年度入札公告）では28日間であったが、市場化テスト3期目（平成30年度入札公告）では35日間に延長した。

- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。

- ・包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、

市場化テスト 3 期目では事業者の自由な提案を求めるため、花みどり文化センターの利用者については年間のみ達成すべき質を設定した。

- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1 期目	市場化テスト 3 期目
自主事業の提案	10 点	20 点
収益施設の運営に関する提案	10 点	20 点
従来の実施方法に対する改善提案	10 点	25 点
(参考) 提案項目審査の合計点	145 点	180 点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善
開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト 1 期目は総括責任者及び業務責任者のうち 2 名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト 3 期目は総括責任者 1 名もしくは業務責任者のうち 2 名以上が勤務する体制へと緩和した。
- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和
市場化テスト 1 期目は同種又は類似業務の経験について、過去 10 年の業務を対象としていたが、市場化テスト 3 期目は過去 15 年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところではあるが、応札者は 1 者となっている。1 者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容に対して、過年度の実施経費が低く、採算が取れない」との意見があったが、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が確保されているものであり、予算の増額等による対応は難しいと考えている。

また、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注す

る場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

さらに、「公告期間が短く入札の準備ができなかった」との意見があったが、1期目の公告期間が28日に対して、3期目は35日に延長しており、現行業務の実施状況を踏まえた次期業務の仕様の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、これ以上の延長は難しいと考えている。

これらを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年5月に関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

平成30年度及び平成31年度（令和元年度）で、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、概ね達成されている。

令和2年度は、「達成すべき包括的な質」のうち、公園利用者数等に関わる項目については新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園の影響で、未達成の項目が多いものの、満足度に関わる項目についてはすべて達成している。また、「個別業務の質」についても、すべて達成している。

令和2年度で「達成すべき包括的な質」の一部項目が未達成であった要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和2年3月28日～5月31日、令和2年12月26日～令和3年4月4日）、及びレインボープールの利用休止、及び例年実施している大型イベントの中止（まんぱく、肉フェスなど）の影響が挙げられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

また、「仕様書に対する改善提案」についても、令和2年度末時点で概ね実施されており、利用者の増加や利用満足度の向上につながっていると評価できる。

特に、みんなの原っぱ南東部に新規花畑を造成したことで、シーズンを通して見頃の花を楽しめる花修景が可能となり、平成31年度（令和元年度）の秋の大規模花修景では過去最高の利用者満足度を記録した点や、サクラやイチョウのライトアップイベントで5万人を超える多くの集客を行った点、さらにそれらのイベント情報をSNSを活用しタイムリーかつ幅広い層へ発信を行った点などにより、「公園特性を活かした植物管理」において、平成31年、令和2年ともに包括的な質を大きく上回る利用者満足度を達成したことは評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後は、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成23年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後10年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、①事業者において人員を確保することが困難であること、②公告期間が短く入札の準備が困難であること、③業務内容に対して過年度の実施経費が低く採算を取ることが困難であること、が要因と考えられる。

しかし、①については、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

②については、現行業務の実施状況を踏まえて次期業務の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、入札公告から申請書類等の受付期間をこれ以上延長することは困難である。

③については、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が概ね確保されているため、予算の増額等による対応は不適切である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監視委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、関東地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省近畿地方整備局

令和 3 年 5 月 2 1 日

民間競争入札実施事業

「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県高市郡明日香村・奈良市）における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>② 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等 <p>③ 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） ・農空間の管理 等（飛鳥区域キトラ古墳周辺地区の農空間が対象。） <p>2) 収益施設等設置管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>① 収益施設運営業務</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設、駐車場等の運営 <p>② 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時飲食・物販施設等の運営 ・ 飲食・物販施設等の設置運営
事業実施期間	平成31年2月1日から令和5年1月31日までの4年間
受託事業者	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体
契約金額（税抜）	<p>1,659,500,000円</p> <p>H30年度：58,411,000円</p> <p>R1年度：411,808,000円</p> <p>R2年度：414,616,000円</p> <p>R3年度：416,287,000円</p> <p>R4年度：358,378,000円</p>
入札の状況	1者応札（入札説明書交付者＝3者）
業務の目的	<p>本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。</p>
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、平成30年8月1日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札価格については、平成30年10月5日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体を受託事業者として決定した。</p>

<p>特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)</p>	<p>本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。 また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。</p>
-----------------------------------	--

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

① 飛鳥区域の利用者数

ア 達成すべき質

- ・平成30年度（平成31年2月～3月）：年間9.1万人以上
- ・令和元年度～令和3年度：年間91.2万人以上

イ 結果

- ・平成30年度（平成31年2月～3月）の利用者は年間93,073人となり、達成すべき質は確保された。

- ・令和元年度の利用者は年間806,891人となり、達成すべき質は確保されなかった。
要因分析を行った結果、第2四半期及び第3四半期の台風襲来等によるイベント中止、第4四半期の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための施設閉館やイベント中止が影響していると考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和2年度の利用者は年間503,237人となり、達成すべき質は確保されなかった。
要因分析を行った結果、令和元年度第4四半期に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために発注者の指示により6月初旬まで屋内施設を閉館したほか、イベントやプログラムの中止・縮小が続いたこと、飛鳥を訪れる観光客が減少したこと、ツアー旅行等での団体利用の中止が続いたこと等が影響していると考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和3年度以降、包括的な質を達成できるよう、コロナ禍の状況を踏まえたイベントの開催方法の工夫（イベント期間の延長等）を行い、集客に取り組む予定である。

表1 飛鳥区域の利用者数

達成すべき質	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
年間91.2万人以上	93,073人	806,891人	503,237人

※平成30年度の達成すべき質については、年間9.1万人以上

③平城宮跡区域の利用者数

ア 達成すべき質

- ・平成30年度（平成31年2月～3月）：年間23万人以上
- ・令和元年度～令和3年度：年間140万人以上

イ 結果

- ・平成30年度（平成31年2月～3月）の利用者は年間105,808人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因分析を行った結果、当該期間は平年に比べて降雨・降雪日数が多く（平成28～30年平均で12日のところ、平成31年は23日）、来園者数が伸び悩んだと考えられ、事業者の責に帰すことができない事由によるものと判断した。

今後は魅力的なプログラム等の開催により天候不順の場合でも集客を図る取組を行っていく。

- ・令和元年度の利用者は年間1,183,649人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因分析を行った結果、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための2月下旬からの屋内施設の閉館やイベント中止が影響していると考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和2年度の利用者は年間893,034人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因分析を行った結果、令和元年度第4四半期に引き続き、発注者の指示により6月初旬まで新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため屋内施設を閉館したほか、イベントやプログラムの中止・縮小が続いたこと、奈良を訪れる観光客が減少したこと、ツアー旅行等での団体利用の中止が続いたこと等により利用者数が減少したものと考えられ、事業者の責に帰すことができない事由によると判断した。

表2 平城宮跡区域の利用者数

達成すべき質	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
年間140万人以上	105,808人	1,183,649人	893,034人

※平成30年度の達成すべき質については、年間23万人以上

2) 利用者満足度の確保

①飛鳥区域における公園の運営に関する利用者の「非常に満足」・「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・平成30年度～令和4年度：年間96%以上

イ 結果

- ・平成30年度は、「非常に満足」・「やや満足」の回答比率が年間で96.7%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度は、「非常に満足」・「やや満足」の回答比率が年間で99.5%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「非常に満足」・「やや満足」の回答比率が年間で98.1%となり、達成すべき質は確保された。

表3 飛鳥区域における公園の運営に関する「非常に満足」・「やや満足」の回答比率

達成すべき質	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
年間96%以上	96.7%	99.5%	98.1%

②飛鳥区域における歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する利用者の「非常に満足」・「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・平成30年度～令和4年度：年間89%以上

イ 結果

- ・平成30年度は、「非常に満足」・「やや満足」の回答比率が年間で89.3%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度は、「非常に満足」・「やや満足」の回答比率が年間で98.4%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「非常に満足」・「やや満足」の回答比率が年間で93.2%となり、達成すべき質は確保された。

表4 飛鳥区域における歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する「非常に満足」・「やや満足」の回答比率

達成すべき質	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
年間89%以上	89.3%	98.4%	93.2%

③平城宮跡区域における公園の運営に関する利用者の「非常に満足」・「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・平成30年度：96%以上
- ・令和元年度～令和4年度：年間93%以上

イ 結果

- ・平成30年度は、「非常に満足」・「やや満足」の回答比率が年間で90.9%となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因分析を行った結果、利用実態調査のアンケート項目ごとに見ると“植物の魅力、自然環境の管理状況”や“案内のわかりやすさ”の満足度が低かった。

改善に向けた取組として、草刈りの頻度やサイクルの見直し、スタッフによる公園案内の強化を行った。

- ・令和元年度は、「非常に満足」・「やや満足」の回答比率が年間で99.6%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「非常に満足」・「やや満足」の回答比率が年間で98.4%となり、達成すべき質は確保された。

表5 平城宮跡区域における公園の運営に関する「非常に満足」・「やや満足」の回答比率

達成すべき質	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
年間93%以上	90.9%	99.6%	98.4%

※平成30年度の達成すべき質については96%以上

3) 多様な利用プログラムの提供

①飛鳥区域における歴史学習などの利用プログラムの開催回数

ア 達成すべき質

- ・平成30年度（平成31年2月～3月）：開催回数11回以上
- ・令和元年度～令和3年度：開催回数69回以上

イ 結果

- ・平成30年度（平成31年2月～3月）の開催回数は14回となり、達成すべき質

は確保された。

- ・令和元年度の開催回数は 83 回となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和 2 年度の開催回数は 110 回であり、達成すべき質は確保された。

表 6 飛鳥区域における歴史学習などの利用プログラムの開催回数

達成すべき質	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
年間開催回数	14 回	83 回	110 回

②平城宮跡区域における歴史学習などの利用プログラムの開催回数

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月～3 月）：開催回数 17 回以上
- ・令和元年度～令和 3 年度：開催回数 104 回以上

イ 結果

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月～3 月）の開催回数は 21 回となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の開催回数は 162 回となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和 2 年度の開催回数は 83 回であり、達成すべき質は確保されなかった。要因分析を行った結果、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためプログラムの主要な開催場所であった平城宮いざない館を発注者の指示により 2 月下旬から 6 月初旬まで約 3 ヶ月閉館したうえ、再開後も密を避けるために参加人数に制限を設けたことにより、学校団体の利用が大きく低下し、プログラムについて十分な回数を開催できなかったためと考えられ、事業者の責に帰すことができない事由によると判断した。

表 7 平城宮跡区域における歴史学習などの利用プログラムの開催回数

達成すべき質	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
年間開催回数	21 回	162 回	83 回

4) 情報受発信

①-1 飛鳥区域におけるマスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月～3 月）：47 件以上
- ・令和元年度～令和 3 年度：286 件以上

イ 結果

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月～3 月）の報道件数は 90 件となり、達成すべき質

は確保された。

- ・令和元年度の報道件数は 330 件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和 2 年度の報道件数は 423 件となり、達成すべき質は確保された。

表 8 飛鳥区域におけるマスコミによる報道件数

達成すべき質	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
年間報道件数	90 件	330 件	423 件

①- 2 平城宮跡区域におけるマスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月～ 3 月）：47 件以上
- ・令和元年度～令和 3 年度：286 件以上

イ 結果

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月～ 3 月）の報道件数は 55 件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の報道件数は 339 件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和 2 年度の報道件数は 178 件となり、達成すべき質は確保されなかった。要因分析を行ったところ、多数の報道が期待される大規模イベント（天平祭等）が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止や規模縮小となったため、見込んでいた件数まで報道がなされなかったと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由と判断した。

表 9 平城宮跡区域におけるマスコミによる報道件数

達成すべき質	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
年間報道件数	55 件	339 件	178 件

②- 1 飛鳥区域における SNS による情報発信件数

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月～ 3 月）：8 回以上
- ・令和元年～ 3 年度：52 回以上

イ 結果

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月～ 3 月）の年間情報発信件数は 28 件となり、達成

すべき質は確保された。

- ・令和元年度の年間情報発信件数は 306 件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和 2 年度の情報発信件数は 247 件であり、達成すべき質は確保された。

表 10 飛鳥区域における SNS による情報発信件数

達成すべき質	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
年間情報発信件数	28 件	306 件	247 件

②-2 平城宮跡区域における SNS による情報発信件数

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月～3 月）：8 回以上
- ・令和元年～3 年度：52 回以上

イ 結果

- ・平成 30 年度（平成 31 年 2 月～3 月）の年間情報発信件数は 26 件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の年間情報発信回数は 221 件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和 2 年度の情報発信回数は 180 件であり、達成すべき質は確保された。

表 11 平城宮跡区域における SNS による情報発信件数

達成すべき質	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
年間情報発信件数	26 件	221 件	180 件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を統括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公

園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

②施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

③植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物、農作物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

④収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、調査職員が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

令和元年度及び令和2年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議（調査職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

①実施状況

○令和元年度の企画提案の主な実施内容

- ・平城宮跡いざない館の開館時間延長
平城宮跡いざない館において、夜間の需要を取り込むため、園内のイベント開催とあわせ、開館時間を夜間まで延長した。
- ・平城宮跡区域の草地管理数量増加
平城宮跡区域において来園者の安全性・快適性を高めるため、発注者が仕様書に示したよりも広い範囲で草地除草を実施した。

○令和2年度の企画提案の主な実施内容

- ・学校団体の積極的な誘致
小学校4～6年生を対象とし、平城宮跡いざない館を巡りながら平城宮跡や奈良時代の歴史への理解を深めることのできる「学習シート」を作成し、関西圏の小学校や旅行代理店に、本シートを活用した平城宮跡区域における教育旅行について広報を実施した。
- ・Web 広告の積極的な実施
中長期的な来園者の増加に効果的に結びつくよう、奈良県内のファミリー層にターゲットを絞った、当公園の認知度向上のためのWeb 広告を実施した。
- ・写真映えする風景づくりの試行
キトラ古墳周辺地区「キトラの田んぼ」における古代米の栽培や甘樫丘地区花畑におけるコキアの栽培により、話題を呼ぶような写真映えする風景作りを実施した。



キトラ古墳周辺地区の古代米栽培状況



甘檜丘地区のコキア栽培状況

②評価

開園から間もない平城宮跡区域を中心として、来園者数の増加や利用者サービスの向上のための取組を実施した。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大のため、実施できる内容に制約があったが、中長期的な来園者増加に向け、効果的な広報の充実に取り組んでいると評価できる。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成23年度）と令和元年度の実施経費を比較すると、削減額は-236,665千円（削減率-135.1%）となる。この主な要因として、公共工事設計労務単価の上昇と供用面積の増加の2点が考えられる。

公共工事設計労務単価を平成23年度の労務単価に置き換えるとともに、平成28年度（キトラ古墳周辺地区 13.8ha）及び平成29年度（平城宮跡区域 31.8ha）の供用面積の大規模な増加に伴い増えた実施経費を差し引くと、令和元年度の実施経費が165,530千円となり、9,613千円（5.5%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価等による補正後の金額等
従前経費（A） （税抜）	平成23年度 175,143千円	同左
契約額（B） （税抜）	4年0ヶ月：1,659,500,000円 平成30年度：58,411,000円 令和元年度：411,808,000円 令和2年度：414,616,000円 令和3年度：416,287,000円 令和4年度：358,378,000円	令和元年度の実施経費 165,530,187円
削減額（C）	令和元年度との比較	令和元年度との比較

	-236,665,143 円	9,612,670 円
削減率 (C/A ×100)	令和元年度との比較 -135.1%	令和元年度との比較 5.5%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

近畿地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

（1）入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から事業開始までの期間の延長

市場化テスト2期目（平成26年度入札公告）では32日間であったが、市場化テスト3期目（平成30年度入札公告）では35日間に延長した。

- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報

市場化テスト3期目に新たに実施した。

- ・包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、全ての項目について年間のみ達成すべき質を設定した。

また昨今の情報発信媒体の多様化を踏まえ、達成すべき質として、従前のホームページアクセスやマスコミによる報道件数に加えて、フェイスブック等のSNSによる情報発信件数を追加した。

- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、行催事の実施を追加した。

- ・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	0～10点	0～20点
収益施設の運営に関する提案	0～10点	0～20点
従来の実施方法に対する改善提案	0～10点	0～25点
（参考）提案項目審査の合計点	195点	243点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト 1 期目は総括責任者及び業務責任者のうち 2 名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト 3 期目は総括責任者 1 名もしくは業務責任者のうち 2 名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト 1 期目は同種又は類似業務の経験について、過去 10 年の業務を対象としていたが、市場化テスト 3 期目は過去 15 年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は 1 者となっている。1 者応札になった原因を探るため、上記 4. (1) で広報した入札参加が期待される関係団体等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和 3 年 4 月に国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

平成 30 年度（平成 31 年 2 月～3 月）及び令和元年度の「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」は概ね達成されている。令和 2 年度については、一部項目は達成されたが、公園利用者数や利用プログラムの開催回数（平城宮跡区域のみ）、報道件数（平城宮跡区域のみ）は目標値に届かなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症の拡大により発注者が指示した園内の屋内

施設の閉鎖、イベントの中止・縮小、全国的な観光動態の変化が考えられ、事業者の責に帰すことができない事由によるものと判断した。

一方、調査職員と調整しつつ各種改善提案を行うとともに民間事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも努めており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

特に、利用満足度はコロナ禍にあっても達成すべき質を大きく超える結果（令和2年度 98.1%（飛鳥区域）、98.4%（平城宮跡区域））を残しているほか、文化庁や奈良県等の関係機関と協力して、公園の特性を活かしたイベントを安全かつ円滑に行った点は評価できる。

（2）今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、3期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成23年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後10年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、市場化テストという枠組みの中で、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市

場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、近畿地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

国土交通省九州地方整備局

令和 3 年 5 月 2 1 日

民間競争入札実施事業

「国営吉野ヶ里歴史公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>本業務に含まれる対象業務は下記のとおりである。</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体のマネジメント及び企画立案 ・入場料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等 ・企画広報 (行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整) ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>②施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等 (建物、建物設備、園路広場、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、その他設備) ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等 <p>③植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、低木管理、樹林地管理、草花管理等 (草刈り、施肥、灌水、剪定等) <p>2) 収益施設等設置管理運営業務 (土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務)</p> <p>①収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設、駐車場等の運営 <p>②自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営 ・飲食・物販施設等の設置運営
実施期間	<p>平成 31 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの 4 年間 (※評価対象期間は、平成 31 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)</p>
受託事業者	<p>H30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務 吉野ヶ里歴史公園マネジメント共同企業体</p>

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H30-34 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①本公園の年間の公園利用者数（吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市の利用者数を除く）

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度分（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）

本公園の年間の公園利用者数：100 千人以上

- ・令和元年度～令和 3 年度

本公園の年間の公園利用者数：年間 611 千人以上

イ 結果

- ・平成 30 年度分の公園利用者数は 124,602 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の公園利用者数は年間 637,370 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和 2 年度の公園利用者数は年間 420,934 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、佐賀県等の 1 回目の緊急事態宣言（佐賀県は令和 2 年 4 月 16 日～5 月 14 日）を踏まえた臨時休園措置（令和 2 年 4 月 18 日～5 月 10 日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県等の 2 回目の緊急事態宣言（福岡県は令和 3 年 1 月 14 日～3 月 7 日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は広報・営業活動、体験プログラムやイベントの実施内容の改善を図り、包括的な質の達成に努めて行く予定である。

表 1 本公園の年間の公園利用者数

達成すべき質	平成 30 年度分実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
平成 30 年度分 100 千人以上	124,602 人	—	—
令和元年度～令和 3 年度 年間 611 千人以上	—	637,370 人	420,934 人

②東口からの年間の公園利用者数（吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市の利用者数を除く）

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度分（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）

東口からの年間の公園利用者数：34 千人以上

- ・令和元年度～令和 3 年度

東口からの年間の公園利用者数：年間 304 千人以上

イ 結果

- ・平成 30 年度分の公園利用者は 34,077 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の公園利用者は年間 296,204 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、当初は台風の接近や令和元年佐賀豪雨災害の影響によるものと考えられ、受注者にてイベントの充実を図る等の対策を実施したが、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2 月末よりイベントを開催できなかった影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和 2 年度の公園利用者は年間 146,482 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、佐賀県等の 1 回目の緊急事態宣言（佐賀県は令和 2 年 4 月 16 日～5 月 14 日）を踏まえた臨時休園措置（令和 2 年 4 月 18 日～5 月 10 日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県等の 2 回目の緊急事態宣言（福岡県は令和 3 年 1 月 14 日～3 月 7 日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は広報・営業活動、体験プログラムやイベントの実施内容の改善を図り、包括的な質の達成に努めて行く予定である。

表 2 東口からの年間の公園利用者数

達成すべき質	平成 30 年度分実績	令和元年度実績	令和 2 年度実績
平成 30 年度分 34 千人以上	34,077 人	—	—
令和元年度～令和 3 年度 年間 304 千人以上	—	296,204 人	146,482 人

2) 利用者満足度の確保

①年間の公園の運営に関する利用者の「満足、やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- 平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）
年間の公園の運営に関する「満足、やや満足」の回答比率：90%以上
- 令和元年度～令和3年度
年間の公園の運営に関する「満足、やや満足」の回答比率：90%以上

イ 結果

- 平成30年度分の「満足、やや満足」の回答比率は97.8%となり、達成すべき質は確保された。
- 令和元年度の「満足、やや満足」の回答比率は95.5%となり、達成すべき質は確保された。
- 令和2年度の「満足、やや満足」の回答比率は96.6%となり、達成すべき質は確保された。

表3 年間の公園の運営に関する利用者の「満足、やや満足」の回答比率

達成すべき質	平成30年度分実績	令和元年度実績	令和2年度実績
90%以上	97.8%	95.5%	96.6%

②年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて（ガイド、展示物、映像、解説板など）」に関する「満足、やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- 平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）
年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて」に関する「満足、やや満足」の回答比率：90%以上、
- 令和元年度～令和3年度
年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて」に関する「満足、やや満足」の回答比率：90%以上、

イ 結果

- 平成30年度分の「満足、やや満足」の回答比率は97.8%となり、達成すべき質は確保された。
- 令和元年度の「満足、やや満足」の回答比率は95.5%となり、達成すべき質は確保された。
- 令和2年度の「満足、やや満足」の回答比率は96.2%となり、達成すべき質は確保された。

表4 年間の「歴史施設としてのわかりやすさについて」に関する
「満足、やや満足」の回答比率

達成すべき質	平成30年度分実績	令和元年度実績	令和2年度実績
90%以上	97.8%	95.5%	96.2%

3) 多様な利用プログラムの提供

利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

- 平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

利用プログラムの開催回数、延べ参加人数：開催回数 59回以上
延べ参加人数 28千人以上

- 令和元年度～令和3年度

利用プログラムの開催回数、延べ参加人数：開催回数 年間362回以上
延べ参加人数 年間207千人以上

イ 結果

- 平成30年度分の開催回数は59回、延べ参加人数は29,590人となり、達成すべき質は確保された。
- 令和元年度の開催回数は361回となり、達成すべき質は確保されなかった。延べ参加人数は245,984人となり、達成すべき質は確保された。
要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2月末よりイベントを開催できなかった影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。
- 令和2年度の開催回数は338回、延べ参加人数は156,662人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、佐賀県等の1回目の緊急事態宣言（佐賀県は令和2年4月16日～5月14日）を踏まえた臨時休園措置（令和2年4月18日～5月10日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県等の2回目の緊急事態宣言（福岡県は令和3年1月14日～3月7日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は広報・営業活動、体験プログラムやイベントの実施内容の改善を図り、包括的な質の達成に努めて行く予定である。

表5 利用プログラムの開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	平成30年度分実績	令和元年度実績	令和2年度実績
平成30年度分			
開催回数 59回以上	59回	—	—
延べ参加人数 28千人	29,590人		
令和元年度～令和3年度			
開催回数 年間362回以上	—	361回	338回
延べ参加人数 年間207千人		245,984人	156,662人

4) 情報受発信

① マスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

- ・平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

マスコミによる報道件数：103件以上

- ・令和元年度～令和3年度

マスコミによる報道件数：年間504件以上

イ 結果

- ・平成30年度分のマスコミによる報道件数は119件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度のマスコミによる報道件数は536件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度のマスコミによる報道件数は345件となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、佐賀県等の1回目の緊急事態宣言（佐賀県は令和2年4月16日～5月14日）を踏まえた臨時休園措置（令和2年4月18日～5月10日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県等の2回目の緊急事態宣言（福岡県は令和3年1月14日～3月7日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は広報・営業活動の内容・地域の変更、体験プログラムやイベントの実施内容の改善を図り、包括的な質の達成に努めて行く予定である。

表6 マスコミによる報道件数

達成すべき質	平成30年度分実績	令和元年度実績	令和2年度実績
平成30年度分			
103件以上	119件	—	—
令和元年度～令和3年度			
年間504件以上	—	536件	345件

②ホームページの総アクセス件数

ア 達成すべき質

- 平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

ホームページの総アクセス件数：334千件以上

- 令和元年度～令和3年度

ホームページの総アクセス件数：年間2,684千件以上

イ 結果

- 平成30年度分の総アクセス件数は348,956件となり、達成すべき質は確保された。
- 令和元年度の総アクセス件数は2,708,944件となり、達成すべき質は確保された。
- 令和2年度の総アクセス件数は2,399,527件となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、佐賀県等の1回目の緊急事態宣言（佐賀県は令和2年4月16日～5月14日）を踏まえた臨時休園措置（令和2年4月18日～5月10日）やイベントの開催制限措置、並びに福岡県等の2回目の緊急事態宣言（福岡県は令和3年1月14日～3月7日）における外出自粛要請等の影響によるものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は広報・営業活動の内容・地域の変更、体験プログラムやイベントの実施内容の改善を図り、包括的な質の達成に努めて行く予定である。

表7 ホームページの総アクセス件数

達成すべき質	平成30年度分実績	令和元年度実績	令和2年度実績
平成30年度分 334千件以上	348,956件	—	—
令和元年度～令和3年度 年間2,684千件以上	—	2,708,944件	2,399,527件

③ SNSによる情報発信回数

ア 達成すべき質

- ・平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

SNSによる情報発信回数：8回以上

- ・令和元年度～令和3年度

SNSによる情報発信回数：年間48回以上

イ 結果

- ・平成30年度分の情報発信回数は、8回となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の情報発信回数は52回となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の情報発信回数は54回となり、達成すべき質は確保された。

表8 SNSによる情報発信回数

達成すべき質	平成30年度分実績	令和元年度実績	令和2年度実績
平成30年度分 8回以上	8回	—	—
令和元年度～令和3年度 年間48回以上	—	52回	54回

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

次に示す個別業務の質を確保すること。

①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適正な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

②施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

③植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

④収益施設等設置管理運營業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、実施要項等に定められたモニタリング方法（管理月報等の確認）によって、事業者からの提案事業を含めて、調査職員が書面及び現地立ち会いにより実施している。

平成30年度分から令和2年度において、事業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、調査職員と調整を行い実施している。

①実施状況

- ・外国人来園者が快適に情報収集できる環境を整備（平成31年～）

外国人観光案内所認定制度（日本政府観光局）カテゴリーIの認定を取得した。

外国人来園者に対してのサービスが向上した。

- ・花の彩で、吉野ヶ里の魅力演出（平成 30 年～）

脊振山系を望むロケーションを最大限に生かして、祭りの広場や南のムラでは、ベニバナ、白・赤ソバの花修景を演出し、環壕集落では、シロバナタンポポ、アザミ、カラナデシコ、オミナエシ等の野草を演出。利用者サービスの質や利用者数の向上につながった。



- ・「吉野ヶ里歴史公園歴史講座」（平成 30 年～）・特別企画展の開催（平成 31 年～）

本公園に関わりがある講師陣により”吉野ヶ里”を巡りながらの「吉野ヶ里歴史公園・歴史講座」を年間 6 回開催した。

また、佐賀県教育庁文化財課との共催により、「邪馬台国」をキーワードに毎年テーマを変えて継続開催し入園者の理解度を高めた。

- ・CS 研修等の定期的な実施（平成 30 年～）

朝礼において、外国語（中国語・韓国語）及び手話による挨拶練習の実施や定期的にCS 研修、外国語研修、手話研修、遺跡研修を受講した。また、外国語対応、巡視、救護のスタッフを配置し、サポート内容が確認できる服装でスタッフを見える化する「サポートスタッフのおもてなし」を実施することで利用者へのサービスが向上した。

- ・暑い夏の快適空間の演出（平成 31 年～）

夏季限定で南内郭煮炊き屋と休憩所で冷たい麦茶の振る舞いを実施し、主要見学施設にミストシャワー・ミストファンを設置し、周辺景観に配慮した自然素材の仮設休憩所を見学ルート上に設置し、暑さ対策を行い利用者へのサービスが向上した。

- ・園内バスの利便性の向上（平成 30 年～）

園内バスはマイクロバス 2 台体制（うち 1 台は車椅子ごと乗車可能なリフト付きバス）で周回コースを 20 分間隔で運行。また、多客期（GW、お盆、秋の無料開園日等）には 1 台増車し 3 台体制で運行し、利用者へのサービスが向上した。

- ・復元建物のメンテナンスを見て触って体験（平成 31 年～）

竪穴住居の修繕時に作業の様子を公開し、作業の目的や現代と当時の方法の違いを解説、また、簡単なメンテナンス作業（差し葦等）を体験して頂くなど、復元建物への理解度が高まった。

- ・公園の特徴を生かしたイベント「光の響」による利用促進（平成 31 年～）

ロウソクや篝火による幻想的な光で、弥生の空間を連想させる演出「光の響」を6日間開催した。冬期の利用促進につながった。



- ・吉野ヶ里の魅力を伝える案内ガイドのさらなる充実（平成 30 年～）

多言語対応スタッフ（東口に韓国、案内・体験に韓国、中国、英語）の配置や、ガイドパンフレット付き音声ガイドシステム（多言語音声ガイドペン、日、中、英、韓の4カ国語対応）の活用により、外国人来園者へのサービスが向上した。

- ・プチボランティア制度の導入（平成 31 年～）

市民参加活動のひとつの枠組みとして、イベントで公園管理に参加して頂くプチボランティアを実施。ベニバナ摘みや、光の響キャンドル設置作業等を行うなどボランティア気運が高まった。



- ・繁忙期、夜間開園時の安全強化と体制確保（平成 31 年～）

GWやお盆及び修学旅行などの繁忙期には、看護師を東ロゲートと弥生くらし館に配置するとともに、園内主要箇所警備員を増員し、夜間イベント開催時には地元警察署に定期的な駐車場及び公園内の巡回を依頼し安全を確保した。

- ・襲雷時の安全確保（平成 30 年～）

各種データ、目視等の情報収集により、「注意体制」「避難体制」を発令し、お客様及び公園スタッフの安全を確保した。

- ・「救マーク」の認定施設（平成 30 年～）

お客様が安心して利用できる施設として、救急講習修了認定施設（救マーク）の認定を受けており、スタッフは定期的に受講により、安全対策の向上を図った。

・多様な古代体験プログラムの提供（平成 30 年～）

勾玉づくり、火おこし、鋳込み、疑似発掘、ガラス玉づくり、土器づくり、園内収穫物を利用した染色体験、弥生時代の道具を使った収穫体験特別体験、復元建物を活用した宿泊体験等を実施した。



②評価

吉野ヶ里歴史公園歴史講座・特別企画展の開催や光の響イベントの開催については新聞やテレビにも数多く取り上げられ、利用者サービスの質や入園者数の向上につながった。また、収穫・古代体験プログラムの導入によって利用者サービスの質や満足度の向上につながった。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成 23 年度）と令和元年度の実施経費を比較すると、削減額は-27,386 千円（削減率-7.9%）となっている。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成 23 年度の労務単価に置き換えた場合は、令和元年度の実施経費が 329,449 千円となり、17,217 千円（5.0%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費 (税抜) (A)	346,667,000 円 (平成 23 年度)	同左
実施経費 (税抜) (B)	4 年 : 1,503,200,000 円 平成 30 年度 : 43,803,000 円 令和 元年度 : 374,053,000 円 令和 2 年度 : 377,292,000 円 令和 3 年度 : 376,225,000 円 令和 4 年度 : 331,827,000 円	令和元年度の実施経費 329,449,000 円
削減額 (C) = (A) - (B)	<令和元年度との比較> △27,386,000 円	<令和元年度との比較> 17,218,000 円

削減率 (C/A×100)	<令和元年度との比較> △7.9%	<令和元年度との比較> 5.0%
------------------	----------------------	---------------------

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

九州地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

（1）入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長

市場化テスト1期目（平成23年度入札公告）では24日間であったが、市場化テスト3期目（平成30年度入札公告）では61日間に延長した。

- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報

市場化テスト3期目に新たに実施した。

- ・包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、全ての項目について年間のみ達成すべき質を設定した。

また昨今の情報発信媒体の多様化を踏まえ、達成すべき質として、従前のホームページアクセスやマスコミによる報道件数に加えて、フェイスブック等のSNSによる情報発信件数を追加した。

- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営を追加した。

- ・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
（参考）提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に九州地方整備局の「国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務有識者委員会」に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

平成30年度は、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」は達成されている。令和元年度及び令和2年度は、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、一部項目は達成されたが、「公園利用者の確保」等の項目は達成されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために講じた臨時休園措置や外出自粛要請等の影響によるものと考えられる。

一方で、臨時休園措置の解除後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しながら、県や地元商工会との積極的な連携によるイベントの実施、SNSなどの情報発信の強化などを行った実績は、業務の質の向上を図る取組として評価できる。また、国職員と調整しつつ各種改善提案を行うとともに民間事業者のノウハウを活かしたサービ

スの提供等にも努めており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成23年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後10年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、九州地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

内閣府沖縄総合事務局

令和 3 年 5 月 21 日

民間競争入札実施事業

「国営沖縄記念公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営沖縄記念公園（沖縄県国頭郡本部町・那覇市）における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・入館料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等 <p>②企画運営管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画広報（行催事計画運営、広報） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>③施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、工作物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃等（建物清掃等） ・有害生物対策 <p>④植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝生管理、高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） ・園地等清掃（園路・駐車場、廃棄物処理等） <p>2) 収益施設等設置管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>①収益施設等運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設、遊覧車等の運営 <p>②自主事業</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営 ・飲食・物販施設等の設置 										
実施期間	平成 31 年 2 月 1 日から平成 35 年（令和 5 年）1 月 31 日までの 4 年間										
受託事業者	一般財団法人 沖縄美ら島財団										
契約金額（税抜）	<p>4, 539, 999, 636 円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成 30 年度</td> <td style="text-align: right;">171, 965, 000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度（令和元年度）</td> <td style="text-align: right;">1, 140, 440, 000 円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td style="text-align: right;">1, 133, 993, 636 円</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td style="text-align: right;">1, 134, 400, 000 円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">959, 201, 000 円</td> </tr> </table>	平成 30 年度	171, 965, 000 円	平成 31 年度（令和元年度）	1, 140, 440, 000 円	令和 2 年度	1, 133, 993, 636 円	令和 3 年度	1, 134, 400, 000 円	令和 4 年度	959, 201, 000 円
平成 30 年度	171, 965, 000 円										
平成 31 年度（令和元年度）	1, 140, 440, 000 円										
令和 2 年度	1, 133, 993, 636 円										
令和 3 年度	1, 134, 400, 000 円										
令和 4 年度	959, 201, 000 円										
入札の状況	1 者応札（入札説明交付者＝1 者）										
事業の目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。</p>										
選定の経緯	<p>■選定の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針への掲載 平成 22 年度 ・市場化テスト事業としての事業実施回数 3 回目 ・新プロセスへの移行 平成 27 年度 										
特記事項 （改善指示・法令違反行為等の有無）	<p>本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 26 条における報告の徴収等及び同法第 27 条における指示等が必要な状況はなかった。</p>										

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H30-34 国営沖縄記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

① 公園利用者数

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度分（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）
年間 1, 215, 276 人以上

（海洋博覧会地区 751, 089 人、首里城地区 464, 187 人）

- ・平成 31 年度～平成 33 年度（令和 3 年度）
年間 7, 048, 262 人以上

（海洋博覧会地区 4, 480, 214 人、首里城地区 2, 568, 048 人）

イ 結果

- ・平成 30 年度の利用者は年間 1, 347, 774 人（海洋博覧会地区 836, 380 人、首里城地区 511, 394 人）となり、達成すべき質は確保された。
- ・平成 31 年度（令和元年度）の利用者は 6, 614, 838 人（海洋博覧会地区 4, 555, 913 人、首里城地区 2, 058, 925 人）となり、首里城地区で達成すべき質は確保されなかった。

また、その内訳は、第 1 四半期 1, 982, 752 人（海洋博覧会地区 1, 293, 398 人、首里城地区 689, 354 人）、第 2 四半期 2, 015, 436 人（海洋博覧会地区 1, 391, 537 人、首里城地区 623, 899 人）、第 3 四半期 1, 469, 091 人（海洋博覧会地区 1, 115, 802 人、首里城地区 353, 289 人）、第 4 四半期 1, 147, 599 人（海洋博覧会地区 755, 176 人、首里城地区 392, 383 人）となっており、海洋博覧会地区では、第 4 四半期で達成すべき質が確保されなかった。首里城地区では第 3 四半期及び第 4 四半期で達成すべき質が確保されなかった。

要因として、海洋博覧会地区については、2 月 29 日～3 月 31 日の間、新型コロナウイルス感染症防止対策として熱帯ドリームセンター等の臨時休館（沖縄美ら海水族館等については 3 月 2 日～3 月 15 日の間、臨時休館）が、首里城地区においては 10 月 31 日の火災による首里城正殿等の

有料区域の臨時休場が考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和2年度の利用者は年間1,382,939人（海洋博覧会地区1,045,055人、首里城地区337,884人）となり、達成すべき質は確保されなかった。

また、その内訳は、第1四半期120,890人（海洋博覧会地区92,007人、首里城地区28,883人）、第2四半期301,602人（海洋博覧会地区239,548人、首里城地区62,054人）、第3四半期600,715人（海洋博覧会地区433,977人、首里城地区166,738人）、第4四半期359,732人（海洋博覧会地区279,523人、首里城地区80,209人）となっており、第1四半期から第4四半期は達成すべき質が確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による海外からの渡航制限、国内旅行の制限、県民の外出自粛等が前年度より続いたこと、また、令和2年度においても令和3年1月7日からの緊急事態宣言発令から3月21日の全面解除までの期間中、外出自粛要請等がなされたことが考えられる。なお、海洋博覧会地区においては、政府の緊急事態宣言に伴う4月19日～5月31日までの臨時休園及び沖縄県の緊急事態宣言に伴う8月2日から9月5日までの臨時休館を実施した。首里城地区においては、火災による4月1日から6月11日までの首里城正殿等有料区域の臨時休場、政府の緊急事態宣言に伴う4月19日～5月31日の無料（国管理）区域の臨時休園、沖縄県の緊急事態宣言に伴う8月2日から9月5日までの臨時休館を実施した。さらに、大規模催事や体験型プログラムの中止・延期、一部プログラムの参加人数制限や講義形式への変更等を行っている。上記要因により、事業者の責に帰すことが出来ない事由によるものと判断した。

達成すべき質を確保するため、事業者において新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底、政府の方針や県のガイドラインに沿った既存イベントプログラムの見直し、新規イベントプログラムの実施、国内県内客への重点的な誘致広報の展開を実施した。また、首里城地区においては、管理許可区域及び県営区域の管理者である沖縄県と連携し、「見せる復興」の考え方の下、イベントプログラムを実施した。なお、今後の状況を踏まえて、取り組みを拡充し、達成すべき質の確保に努めていく予定である。

表1 公園利用者数

達成すべき質 平成30年度	平成30年度 実績	達成すべき質 平成31年度～ 令和2年度	平成31年度 実績	令和2年度 実績
年間 1,215,276人 以上	1,347,774人	年間 7,048,262人 以上	6,614,838人	1,382,939人
(海) 751,089人	(海) 836,380人	(海) 4,480,214人	(海) 4,555,913人	(海) 1,045,055人
(首) 464,187人	(首) 511,394人	(首) 2,568,048人	(首) 2,058,925人	(首) 337,884人
		第1四半期 1,623,701人 以上	1,982,752人	120,890人
		(海) 1,027,284人	(海) 1,293,398人	(海) 92,007人
		(首) 596,417人	(首) 689,354人	(首) 28,883人
		第2四半期 1,887,191人 以上	2,015,436人	301,602人
		(海) 1,299,729人	(海) 1,391,537人	(海) 239,548人
		(首) 587,462人	(首) 623,899人	(首) 62,054人
		第3四半期 1,750,047人 以上	1,469,091人	600,715人
		(海) 1,052,274人	(海) 1,115,802人	(海) 433,977人
		(首) 697,773人	(首) 353,289人	(首) 166,738人
		第4四半期 1,787,324人 以上	1,147,599人	359,732人
		(海) 1,100,928人	(海) 755,176人	(海) 279,523人
		(首) 686,396人	(首) 392,383人	(首) 80,209人

※(海)＝海洋博覧会地区、(首)＝首里城地区

② 海洋文化館の有料入館者数

ア 達成すべき質

- ・平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）
海洋文化館の有料入館者数：年間13,479人以上
- ・平成31年度～平成33年度（令和3年度）
海洋文化館の有料入館者数：年間79,903人以上

第1四半期 15,635人以上、第2四半期 25,942人以上
第3四半期 18,495人以上、第4四半期 19,831人以上

イ 結果

- 平成30年度の有料入館者は年間14,149人となり、達成すべき質は確保された。
- 平成31年度（令和元年度）の有料入館者は84,442人となり、達成すべき質は確保された。

また、その内訳は、第1四半期21,101人、第2四半期28,230人、第3四半期20,000人、第4四半期15,111人となっており、第1四半期から第3四半期については、達成すべき質が確保されたが、第4四半期については、達成すべき質が確保されなかった。

要因としては、2月29日～3月31日の間、新型コロナウイルス感染症防止対策として臨時休館を実施したためであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和2年度の利用者は28,975人となり、達成すべき質は確保されなかった。

また、その内訳は、第1四半期1,705人、第2四半期5,213人、第3四半期11,911人、第4四半期10,146人となっており、第1四半期から第4四半期にかけては、達成すべき質が確保されなかった。

要因としては、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として4月1日～5月31日、8月2日～9月5日の期間に臨時休館を実施していたこと、一部プログラムについて実施回数の減少及び参加人数の制限を行ったこと、令和3年1月7日に発令され、3月21日に全面解除された緊急事態宣言による外出自粛等が要請されていたことが考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質を確保するために、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底、政府の方針や県のガイドラインに沿った既存イベントプログラムの見直し、新規イベントプログラムの実施、国内県内客への重点的な誘致広報の展開を実施した。なお、今後の状況を踏まえて、取り組みを拡充し達成すべき質の確保に努めていく予定である。

表2 海洋文化館の有料入館者数

達成すべき質 平成30年度	平成30年度 実績	達成すべき質 平成31年度～ 令和2年度	平成31年度 実績	令和2年度 実績
年間 13,479人以上	14,149人	年間 79,903人以上	84,442人	28,975人
		第1四半期 15,635人以上	21,101人	1,705人
		第2四半期 25,942人以上	28,230人	5,213人
		第3四半期 18,495人以上	20,000人	11,911人
		第4四半期 19,831人以上	15,111人	10,146人

③ 熱帯ドリームセンターの有料入館者数

ア 達成すべき質

- ・平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）
熱帯ドリームセンターの有料入館者数：年間 39,438人以上
- ・平成31年度～平成33年度（令和3年度）
熱帯ドリームセンターの有料入館者数：年間 105,279人以上
第1四半期 17,000人以上 第2四半期 19,245人以上
第3四半期 15,012人以上 第4四半期 54,023人以上

イ 結果

- ・平成30年度の有料入館者は年間45,940人となり、達成すべき質は確保された。
- ・平成31年度（令和元年度）の有料入館者は98,892人となり、達成すべき質は確保されなかった。
また、その内訳は、第1四半期22,541人、第2四半期22,109人、第3四半期19,682人、第4四半期34,560人となっており、第1四半期から第3四半期にかけては達成すべき質が確保されたが、第4四半期は達成すべき質が確保されなかった。要因としては、2月29日～3月31日の間、新型コロナウイルス感染症防止対策として臨時休館を実施したためであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。
- ・令和2年度の利用者は35,668人となり、達成すべき質は確保されなかった。

また、その内訳は、第1四半期1,407人、第2四半期6,117人、第3四半期11,201人、第4四半期16,943人となっており、第1四半期から第4四半期にかけて達成すべき質が確保されなかった。

要因としては、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として4月1日～5月31日、8月2日～9月5日の期間に臨時休館を実施していたこと、一部プログラムについて実施回数の減少及び参加人数の制限を行ったこと、令和3年1月7日に発令され、3月21日に全面解除された緊急事態宣言による外出自粛等が要請されていたことが考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質を確保するために、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底、政府の方針や県のガイドラインに沿った既存イベントプログラムの見直し、新規イベントプログラムの実施、国内県内客への重点的な誘致広報の展開を実施した。なお、今後の状況を踏まえて、取り組みを拡充し、達成すべき質の確保に努めていく予定である。

表3 熱帯ドリームセンターの有料入館者数

達成すべき質 平成30年度	平成30年度 実績	達成すべき質 平成31年度 ～令和2年度	平成31年度 実績	令和2年度 実績
年間 39,438人以上	45,940人	年間 105,279人以上	98,892人	35,668人
		第1四半期 17,000人以上	22,541人	1,407人
		第2四半期 19,245人以上	22,109人	6,117人
		第3四半期 15,012人以上	19,682人	11,201人
		第4四半期 54,023人以上	34,560人	16,943人

2) 利用者満足度の確保

① 公園の運営に関する「満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

利用者の「満足」の回答比率：海洋博覧会地区 年間81.2%以上

首里城地区 年間69.8%以上

- ・平成 31 年度～平成 33 年度（令和 3 年度）
利用者の「満足」の回答比率：海洋博覧会地区 年間 81.7%以上
首里城地区 年間 69.5%以上

イ 結果

- ・平成 30 年度は、「満足」の回答比率が年間で海洋博地区 73.4%、首里城地区 63.3%となり、両地区ともに達成すべき質は確保されなかった。
海洋博地区については、要因として、飲食施設の不足・園内移動に対する不満（広大で坂道が多い）・バリアフリーに対する充足度の不足があげられた。

達成すべき質を確保するために、多客日におけるキッチンカー等による移動販売の実施、遊覧車運行コース変更による駐車場までの移動距離短縮、バリアフリーに関する案内強化（パトロールカーによる送迎対応周知強化等）を行い、満足度向上に努めた。

首里城地区については、要因として、園内移動に対する不満（坂や段差が歩きにくい）、休憩所や駐車場の不足、正殿漆塗り工事に伴う不満があげられた。

達成すべき質を確保するために、誘導員を配置し足元注意の声掛け、ゆくい処（展望場所、休憩場所、食事処等）マップの配布強化、案内スタッフによるサービスの強化（首里城概要説明や琉球古典音楽 BGM の演出）を行い、満足度向上に努めた。

- ・平成 31 年度（令和元年度）は、「満足」の回答比率が年間で海洋博地区 77.9%、首里城地区 63.2%となり、両地区ともに達成すべき質は確保されなかった。

また、その内訳は、第 1 四半期海洋博地区 74.0%・首里城地区 64.2%、第 2 四半期海洋博地区 79.9%・首里城地区 67.2%、第 3 四半期海洋博地区 78.6%、第 4 四半期海洋博地区 79.3%・首里城地区 58.6%となっており、海洋博地区は第 1 四半期から第 4 四半期の全てで、首里城地区は第 1 四半期から第 2 四半期、第 4 四半期について達成すべき質が確保されなかった。

海洋博地区については、要因として、水族館の混雑、動く歩道が使えないといった園内移動に対する不満、駐車場の不足、スタッフの対応（外国人に対する対応等）、子ども連れ利用者への配慮不足があげられた。

達成すべき質を確保するために、水族館「4 時からチケット」の販売強化、公園パトロールカーや車いす対応の強化、駐車場要員や園内巡視員を増員した誘導強化、徹底したスタッフ指導の強化、イベント実施時のテントの増加等による暑さ対策等の対応方策に取り組み、満足度向上に努めた。

首里城地区については、要因として、休憩所や飲食店の不足・園内移動の不満（坂や段差）、イベントの充足度の低下・子ども連れ利用者への配慮不足、スタッフの対応（混雑時の対応）があげられた。

達成すべき質を確保するために、ゆくい処（展望場所、休憩場所、食事処等）マップ配布強化、車いす等無料貸出の周知強化、イベント内容の再考、キッズスペース確保の検討、スタッフ研修の強化を図り、満足度向上に努めた。

- ・令和2年度は、「満足」の回答比率が年間で海洋博地区 68.3%、首里城地区 51.0%となり、両地区ともに達成すべき質は確保されなかった。

また、その内訳は、第2四半期海洋博地区 65.6%・首里城地区 46.8%、第3四半期海洋博地区 69.9%・首里城地区 50.8%、第4四半期海洋博地区 70.6%・首里城地区 55.6%となっており、海洋博地区・首里城地区ともに第2四半期から第4四半期で達成すべき質が確保されなかった。

海洋博地区については、要因として、園内移動に対する不満（広すぎて移動が大変）、飲食店の不足、公園内の案内標識が分かりにくい等があげられた。

達成すべき質を確保するために、遊覧車運行コース変更によるマナティ一館から海洋文化館前までの移動距離短縮、バリアフリーに関する案内強化（案内看板、パトロールカーによる送迎対応周知強化等）、新規飲食店（カフェ）新設、キッチンカー等による移動販売の実施、バス停留所から水族館までの案内ルート看板設置等の対応方策に取り組み、満足度向上に努めた。

首里城地区については、要因として、休憩所や飲食店の不足、園内移動の不満（坂や段差）、駐車場の不足があげられた。

達成すべき質を確保するために、新規の物販施設にて休憩スペース設置、軽食・飲み物等販売、園内のベンチ等増設、バリアフリールート案内強化、電動車イスの導入検討、近隣民間駐車場への協力依頼、来場者への公共交通利用の呼びかけ強化を図り、満足度向上に努めた。

表4 公園の運営に関する利用者の「満足」の回答比率

達成すべき質 平成30年度	平成30年度実績	達成すべき質 平成31～ 令和2年度	平成31年度 実績		令和2年度 実績
(海) 年間81.2% 以上	(海) 73.4%	(海) 年間81.7% 以上	(海) 77.9%		(海) 68.3%
(首) 年間69.8% 以上	(首) 63.3%	(首) 年間69.5% 以上	(首) 63.2%		(首) 51.0%
		第1 四半 期	(海) 80.9 %	(海) 74.0%	(海) —
			(首) 68.6 %	(首) 64.2%	(首) —
		第2 四半 期	(海) 83.2 %	(海) 79.9%	(海) 65.6%
			(首) 70.1 %	(首) 67.2%	(首) 46.8%
		第3 四半 期	(海) 81.3 %	(海) 78.6%	(海) 69.9%
			(首) 69.9 %	(首) —	(首) 50.8%
		第4 四半 期	(海) 81.2 %	(海) 79.3%	(海) 70.6%
			(首) 69.8 %	(首) 58.6%	(首) 55.6%

※(海)＝海洋博覧会地区、(首)＝首里城地区

※平成31年度、第3四半期首里城地区の調査については、火災の為実施無し。

※令和2年度、第1四半期海洋博地区・首里城地区の調査については、新型コロナウイルス感染症感染拡大状況に合わせ、沖縄県の緊急事態宣言に伴う臨時休館期間があった為、実施無し。

3) 公園特性を生かした植物管理

①「季節を彩る花の演出、手入れの良さ」に関する「満足」の回答比率

ア 達成すべき質

・平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

海洋博覧会地区における「季節を彩る花の演出、手入れの良さ」に関する「満足」の回答比率：76.5%以上

- ・平成 31 年度～平成 33 年度（令和 3 年度）
海洋博覧会地区における「季節を彩る花の演出、手入れの良さ」に関する「満足」の回答比率：74.4%以上

イ 結果

- ・平成 30 年度は、「満足」の回答比率が年間で 74.2%となり、達成すべき質は確保されなかった。要因として、水族館周辺エリアの花装飾が弱かった上、美ら海花まつり会場への誘導がうまくいかなかったことが考えられる。

達成すべき質を確保するために、次年度は水族館周辺エリア、花まつり・沖縄国際洋蘭博覧会会場までの園路に花装飾強化を行い、会場への誘導強化、満足度向上に努めた。

- ・平成 31 年度（令和元年度）は、「満足」の回答比率が年間で 74.3%となり、達成すべき質は確保されなかった。

また、その内訳は、第 1 四半期 68.9%、第 2 四半期 77.1%、第 3 四半期 73.6%、第 4 四半期 77.7%となっており、第 1 四半期において達成すべき質が確保されず、第 2 四半期から第 4 四半期については達成すべき質が確保された。第 1 四半期末達成の要因としては、利用者への熱帯ドリームセンターの PR が弱く、当館へ来館しなかったこと、また水族館周辺エリアにおける花修景が弱かったことが満足に至らなかった要因と考えられる。

達成すべき質を確保するために、熱帯ドリームセンターにおいて花や植物に関わる体験や展示会等（熱帯植物に親しめるクラフト体験、ラン展、ブーゲン・ハイビスカスフェア、チューリップフェア等）を実施し、公園ホームページや SNS 等で開催告知を強化することで誘客促進を図った。また、水族館周辺エリアにおける大型造形花壇の設置等による植栽強化を図り、満足度向上に努めた。

- ・令和 2 年度は、「満足」の回答比率が年間で 68.0%となり、達成すべき質は確保されなかった。

また、その内訳は、第 2 四半期 68.3%、第 3 四半期 67.7%、第 4 四半期 67.8%となっており、第 2 四半期から第 4 四半期で達成すべき質が確保できなかった。

第 2 四半期から第 4 四半期末達成の要因としては、台風による強風や塩害の影響により植栽樹木に傷みが見られるなど、景観が一時的に悪くなっていたことが考えられる。

達成すべき質を確保するために、台風後の園路清掃、草花プランターの入れ替え、塩害による落葉清掃の対応等、復旧作業を迅速に行い、景観悪

化をできるだけ抑えた。加えて昆虫や食虫植物に関する展示会の開催、花木類の補植による演出強化、チューリップフェア、美ら海花まつりなどの大規模な花イベントを開催し満足度向上に努めた。

表5 公園の特性を生かした植物管理

達成すべき質 平成30年度	平成30年度 実績	達成すべき質 平成31年度～ 令和2年度	平成31年度 実績	令和2年度 実績
年間76.5% 以上	74.2%	年間74.4% 以上	74.3%	68.0%
		第1四半期 74.3%以上	68.9%	—
		第2四半期 74.1%以上	77.1%	68.3%
		第3四半期 72.7%以上	73.6%	67.7%
		第4四半期 76.5%以上	77.7%	67.8%

※令和2年度、第1四半期の調査については、新型コロナウイルス感染症感染拡大状況に合わせ、沖縄県の緊急事態宣言に伴う臨時休館期間があった為、実施無し。

4) 多様な利用プログラムの提供

①「自然・環境」をテーマとする参加体験型プログラムの開催日数、延べ参加人数
ア 達成すべき質

・平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

開催日数、延べ参加人数：延べ70日、延べ参加人数1,464人

・平成31年度～平成33年度（令和3年度）

開催日数、延べ参加人数：年間延べ532日、延べ参加人数11,904人

イ 結果

・平成30年度の開催日数・参加人数は延べ174日・8,958人となり、達成すべき質は確保された。

・平成31年度（令和元年度）の開催日数・参加人数は延べ1,005日・37,960人となり、達成すべき質は確保された。

・令和2年度の開催日数・参加人数は延べ977日・14,911人となり、達成すべき質は確保された。

表6 「自然・環境」をテーマとする参加体験型プログラムの開催日数、延べ参加人数

達成すべき質 平成30年度		平成30年度 実績	達成すべき質 平成31年度 ～令和2年度	平成31年度 実績	令和2年度 実績
年間 70日 1,464人 以上		174日 8,958人	年間 532日 11,904 人以上	1,005日 37,960人	977日 14,911人

②「歴史・文化（沖縄の歴史・文化及び海洋文化）」をテーマとする参加体験型プログラムの開催日数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

- ・平成30年度分（平成31年2月から平成31年3月まで）

開催日数、延べ参加人数：延べ2日、延べ参加人数2,100人

- ・平成30年度～平成33年度（令和3年度）

開催日数、延べ参加人数：年間延べ11日、延べ参加人数4,720人

イ 結果

- ・平成30年度の開催日数・参加人数は延べ156日・13,275人となり、達成すべき質は確保された。
- ・平成31年度（令和元年度）の開催日数・参加人数は延べ759日・50,383人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の開催日数・参加人数は延べ254日・4,198人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による海外からの渡航制限、国内旅行の制限、県民の外出自粛等が前年度より続いたこと、また、海洋博覧会地区においては、政府の緊急事態宣言に伴い4月19日～5月31日まで臨時休園、沖縄県の緊急事態宣言に伴い8月2日から9月5日まで臨時休館を実施、首里城地区においては火災による首里城正殿等の有料区域の4月1日から6月11日までの臨時休場、政府の緊急事態宣言に伴い4月19日～5月31日まで無料（国管理）区域で臨時休園、沖縄県の緊急事態宣言に伴い8月2日から9月5日まで臨時休館も重なったこと、一部プログラムについて、参加人数制限、体験型から講義形式への変更等を行ったこと、令和3年1月7日1都3県へ緊急事態宣言、1月13日11都道府県へ拡大、2月28日に一部地域緊急事態宣言解除、3月21日緊急事態宣言全面解除となり、緊急事態宣言期間の移動自粛等もあった

ためと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質を確保するため、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底、政府の方針や県のガイドラインに沿った既存イベントプログラムの見直し、新規イベントプログラムの実施、国内県内客への重点的な誘致広報の展開を実施した。また、首里城地区においては、管理許可区域及び県営区域の管理者である沖縄県と連携し、「見せる復興」の考え方の下、イベントプログラムを実施した。なお、今後の状況を踏まえて、取り組みを拡充し、達成すべき質の確保に努めていく予定である。

表7「歴史・文化（沖縄の歴史・文化及び海洋文化）」を

テーマとする参加体験型プログラムの開催日数、延べ参加人数

達成すべき質 平成 30 年度	平成 30 年度 実績	達成すべき質 平成 31 年度 ～令和 2 年度	平成 31 年度 実績	令和 2 年度 実績
年間 2 日 2,100 人 以上	156 日 13,275 人	年間 11 日 4,720 人 以上	759 日 50,383 人	254 日 4,198 人

5) 情報受発信の充実

① ホームページの総アクセス件数

ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度分（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）

ホームページの総アクセス件数

海洋博覧会地区：年間 1,112,232 件以上

首里城地区：年間 542,255 件以上

- ・平成 31 年度～平成 33 年度（令和 3 年度）

ホームページの総アクセス件数

海洋博覧会地区：年間 6,852,044 件以上

首里城地区：年間 3,443,284 件以上

イ 結果

- ・平成 30 年度は海洋博覧会地区については年間 1,776,017 件、首里城地区については年間 778,862 件となり、達成すべき質は確保された。
- ・平成 31 年度（令和元年度）は海洋博覧会地区については年間 8,091,079 件、首里城地区については年間 4,962,087 件となり、達成すべき質は確保された。

- ・令和2年度は海洋博覧会地区については年間2,992,864件、首里城地区については年間1,954,326件となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因としては、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として4月1日～5月31日、8月2日～9月5日の期間に臨時休館を実施していたこと、一部プログラムについて実施回数の減少及び参加人数の制限を行ったこと、令和3年1月7日に発令され、3月21日に全面解除された緊急事態宣言による外出自粛等が要請されていたことが旅行マインドの低下につながり、ホームページの総アクセス数が減少したことが考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質を確保するため、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底、政府の方針や県のガイドラインに沿った既存イベントプログラムの見直し、新規イベントプログラムの実施、国内県内客への重点的な誘致広報の展開を実施した。また、首里城地区においては、管理許可区域及び県営区域の管理者である沖縄県と連携し、「見せる復興」の考え方の下、イベントプログラムを実施した。なお、今後の状況を踏まえて、SNS媒体を活用したHPへの誘引、HP改修による利便性向上、ニュースリリースへHPアドレス記載等への取り組みを拡充し、達成すべき質の確保に努めていく予定である。

表9 ホームページの総アクセス件数

達成すべき質 平成30年度	平成30年度 実績	達成すべき質 平成31年度～ 令和2年度	平成31年度 実績	令和2年度 実績
(海) 1,112,232件 以上	1,776,017件	(海) 6,852,044件 以上	8,091,079件	2,992,864件
(首) 542,255件 以上	778,862件	(首) 3,443,284件 以上	4,962,087件	1,954,326件

※(海)＝海洋博覧会地区、(首)＝首里城地区

(2) 個別業務の質

1) 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。また、入館料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

② 企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い、認知度を向上すること。

③ 施設・設備維持管理業務

ア 維持修繕・保守点検

建物、工作物、園路広場、遊具、電気設備、給排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、工作物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

イ 清掃等

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

④ 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。また、「熱帯・亜熱帯都市緑化植物園」及び「熱帯ドリームセンター」では、当該施設の設置目的等を踏まえた適切な管理が行われること。また、熱帯・亜熱帯性植物の活用と草花の演出により利用者の満足度を高めるように努めること。

⑤ 収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の

利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

2) 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者からの企画提案を含め、全ての事項を網羅した『履行確認書』を作成し、調査職員が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

平成30年度、令和元年度及び令和2年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎週開催される連絡調整会議（国職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

1) 実施状況

①首里城公園御内原エリア等開園に伴うイベント開催

（平成31年2月1日～）

首里城「奥」の世界である御内原エリア等が開園、有料区域の観覧範囲が拡大した、それに伴い開園式典が開催されたほか、4日間をプレオープン期間として無料開放、県民をはじめ多くの方にご来園いただいた。開園を記念して古典音楽の演奏イベントや歴史衣装着付け体験、伝統芸能特別公演も実施した。

②冬期の花のイベント開催

（平成30年1月～4月・平成31年1月～3月）

一足早い春の訪れを楽しむイベントとして、海洋博覧会地区において、約30万株の草花で園内を装飾した美ら海花まつりや約3万点のランが展示される沖縄国際洋蘭博覧会を開催した。また、首里城地区においても園内を花で装飾し、琉球の華みぐいを開催した。



③北部地域と連携したイベントの実施

(平成 30 年度・平成 31 年度)

海洋博覧会地区において、北部振興及び地域と協働した公園づくりの推進を目的に、地域連携イベントを実施した。北部地域の周遊・滞在・消費の増加を目的にハイサイプラザモニターにてPR動画を放映、本部町との連携による「ノルディックウォーキング大会」、伊江村との連携による「ブーゲンビレア・ハイビスカスフェア」等を実施した。



④海洋博公園 小人無料化試行に伴う入館促進の告知強化

(平成 30 年 4 月 1 日～)

全国の国営公園有料区域等のさらなる利用者数増加を目指した「子ども(小中学生)料金の無料化」が海洋文化館・熱帯ドリームセンターで開始された。公園HP・チラシ配布等告知に加え、県内保育園・学童および小中学校、旅行者等へのPRを行い入館促進に努めた。

⑤首里城公園 復興支援プロジェクトの実施 (令和元年 12 月～)

首里城の復興・復元のアクションとして、下記活動を実施した。

ア 首里城復興モデルコースの紹介、観光可能なエリアを巡る新しい首里城巡りコースを設定。首里城だけでなくその周辺の町散策コースも設定 (令和元年 12 月～)

イ 首里城正殿を視聴できるVR動画視聴体験 (2月1日～3月31日)

ウ 組踊上演 300 周年記念事業実行委員会による「琉球舞踊と組踊」
(2月15日)

エ 国営沖縄記念公園事務所・沖縄県・財団主催「瓦の漆喰はがしボランティア」(3月23日～)

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から一部開催中止期間あり。



⑥新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策（平成 31 年度・令和 2 年度）

令和 2 年 2 月、新型コロナウイルス感染症対策本部が基本方針を公表。沖縄県における緊急事態宣言発出や国営沖縄記念公園事務所からの事務連絡等も踏まえ、海洋博覧会地区・首里城地区ともに下記対策を実施。

臨時閉園：令和 2 年 4 月 19 日～5 月 31 日

臨時休館：令和 2 年 2 月 29 日～5 月 31 日、令和 2 年 8 月 2 日～9 月 5 日

感染防止対策：公園、施設・イベント毎のガイドラインの作成、掲示

各案内所、トイレ等における消毒液の設置

園内放送、各種案内における感染防止対策実施の呼びかけ

各施設における換気対策の強化

案内スタッフへのマスク支給、着用義務化

罹患疑いの利用者・スタッフ対応における各種マニュアルの整理

⑦海洋博公園 多様な訓練実施による危機管理強化 (平成 30 年度・平成 31 年度)

国営沖縄記念公園事務所と共同で作成した BCP ハンドブック（地震・津波）等に基づき、海洋博公園において公園機能を早期に再開するため、例年実施している自然災害を想定した訓練に加え、沖縄県警察及び本部町今帰仁村消防組合消防本部と合同で訓練を実施。安全管理の強化に努めた。

2) 評価

首里城公園の全面開園に伴う関心度の向上や告知効果、沖縄国際洋蘭博覧会や琉球の華みぐい等冬期の花イベントの開催等により、新聞やテレビにも数多く取り上げられ、利用者サービスの質の向上や入園者数の増加につながった。また、首里城復興支援プロジェクトの実施によって火災後の利用者サービスの質や満足度の向上につながった。多様な訓練実施による危機管理強化や、消防計画の見直し等を行い安全安心な公園づくりに寄与した。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成 23 年度）と令和 2 年度の実施経費を比較すると、削減額は 127,911 千円（削減率 10.1%）となっている。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、市場化テスト実施前の労務単価に置き換えた場合は、令和 2 年度の実施経費が 1,044,514 千円となり、217,391 千円（17.2%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費（税抜）	1,261,904,762 円 （平成 23 年度）	同左
実施経費（税抜）	4 年 0 ヶ月：4,539,999,636 円 平成 30 年度：171,965,000 円 令和元年度：1,140,440,000 円 令和 2 年度：1,133,993,636 円 令和 3 年度：1,134,400,000 円 令和 4 年度：959,201,000 円	令和 2 年度の実施経費 1,044,513,537 円
削減額（A）	令和 2 年度との比較 127,910,762 円	令和 2 年度との比較 217,391,225 円
削減率 （A／従前経費 ×100）	令和 2 年度との比較 10.1%	令和 2 年度との比較 17.2%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

沖縄総合事務局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

- (1) 入札参加者の募集に関する改善

- 入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト1期目（平成23年度入札公告）では23日間であったが、市場化テスト3期目（平成29年度入札公告）では61日間に延長した。
- 入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。
- 包括的な質の設定に関する改善
市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求め、公園利用者数の確保、利用者満足度の向上については年間のみ達成すべき質を設定した。
- 収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、行催事や繁忙期における臨時物販施設等の設置運営、飲食・物販施設の新設及び管理運営を追加した。
- 提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
(参考) 提案項目審査の合計点	140点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- 開園期間中の業務責任者の実施体制を改善
開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。
- 企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和
市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は

1者となっている。1者応札になった原因を探るため、上記4.(1)で広報した入札参加が期待される関係団体等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に建設コンサルタント業務審査委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和元年度、令和2年度で達成すべき「包括的な質」の「公園利用者数」について達成されていないが、第4四半期2月29日～3月31日の間に新型コロナウイルス感染症防止対策として臨時休館したことや、首里城地区においては火災による10月31日から臨時休館・休場及びそれに伴う団体旅行等のキャンセルが重なったことの影響を大きく受けていると考えられ、事業者の責に帰さない事由によるものと判断したである。

また、「包括的な質」の「満足度」については、水族館の混雑や飲食施設の不足、園内移動の便（海洋博地区については広い園内・雨天時における徒歩移動、首里城地区については段差の多さ）、休憩所や駐車場の不足などに対する不満が要因として考えられたため、水族館「4時からチケット」やキッチンカー等による移動販売、遊覧車運行コース変更、バリアフリーに関する案内強化などのソフト対策を継続的に実施している。「個別業務の質」については、全て達成されている。

また、各種改善提案を行うとともに民間事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも努めており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、事業者の責に帰することができない事由による達成すべき質が確保されなかった項目・期間があったが、それ以外では、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成23年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後10年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、不測の事態に対する評価の考え方や競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については不測の事態に対する評価の考え方や競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、沖縄総合事務局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

令和3年5月21日
国土交通省都市局公園緑地・景観課

民間競争入札実施事業
「国営公園運営維持管理業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

○国土交通省では、「国営公園の運営維持管理業務」（以下「本業務」という。）の競争性を確保するため、市場化テスト3期目では以下の取り組みを実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報を新たに実施
- ・包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目及び2期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、一部の項目について年間のみ達成すべき質を設定した。

・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営等を追加した。

・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、従来の実施方法の改善提案等の項目について加算点の配分を拡大した。

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目及び2期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。

・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目及び2期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

競争性改善に向けた取組を実施してもなお、①事業者において人員を確保することが困難であること、②公告期間が短く入札の準備が困難であること、③業務内容に対して過年度の実施経費が低く採算を取ることが困難であること、の3点が1者応札の要因と考えられる。

しかし、①については、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

②については、現行業務の実施状況を踏まえて次期業務の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、入札公告から申請書類等の受付期間をこれ以上延長することは困難である。

③については、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が概ね確保されているため、予算の増額等による対応は不適切である。